

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
1	通関	MSX	【MSX】	MSXで誤って添付した書類を削除した場合、累積値からも減らしてほしい。 例えば、3Mの添付ファイルを削除した場合、残り7M分しか使用出来ない。	削除しても10M使用可能にしてほしい。	ご要望については、税関にお伝えします。なお、削除したファイルについても原本保存していることから、ファイル削除後に送信可能容量を戻すことは困難なため、そもそもの送信可能容量を増やすことができるかどうかについて、中年度更改又は第7次更改時での実施可否を継続して検討します。	
2	通関	MSY	MSY業務の機能拡張	輸出入申告が区分2、区分3となった場合はMSXで関係書類を添付して税関の審査を受けているが、審査状況によっては税関から資料についての補足的な質問とそれに対する回答の追記を求められる場合がある。この場合、現行のMSY業務では「通信文」だけの更新は不可能であるため、回答を追記した資料を再度スキャンし、再度添付する作業が発生することがある。	MSY、MSBで「通信文」のみの更新も可能とし、他の業務に影響を及ぼさない限りにおいて、食品の「CFH」業務のように送付した通信文の内容が時系列で確認できるような機能拡張を願いたい。	補足事項についても原本保存する必要性がありますので、「通信文」についても原本保存するとしした場合、変更規模が大きくなることから実施は困難です。現行どおり、MSY01業務による補足内容を追記した資料を併せて送付してください。	
3	通関・海貨	ICG	貨物情報照会情報における申告区分の表示	通関業者以外の海貨業者やNVOCCは「貨物情報照会情報」画面で申告したことはわかるが、申告区分がわからない。(区分1の場合は許可日が表示されるので把握できる) また自由化申告を行った場合に検査(区分2)になっても検査対応者が表示されない。	「申告を何日した」、「許可が何日に出た」かについてはわかるが申告後の審査状況がわからない。また、自由化申告を行い区分3になった場合、検査立会い者を指定した場合はICG情報では確認できない。ICG(貨物情報照会情報)で審査区分及び検査立会い者が確認できるよう要望する。	システム仕様上対応できないことから実施は困難です。なお、審査区分は、検査立会い者に指定されていれば、申告照会を実施することにより確認可能です。	通関業者以外に申告内容の一部を開示する事の是非。
4	通関	ICG	通関蔵置場所への貨物搬入済み(BND)であるかの確認機能改善	通関蔵置場所への貨物搬入済み(BND)であるかの確認が、ICG業務による搬入確認が出来ない。	【要望】 通関蔵置場所、貨物が搬入されたことをリアルタイムに何かしらの方法で通知してほしい。 例) 貨物搬入のお知らせ機能(業務)の追加 あらかじめ蔵置場所及びB/L番号等を登録しておく、その蔵置場所に貨物が搬入されたと同時に搬入通知情報が登録した利用者に通知される。 【理由】 輸入の場合、予備申告(貨物搬入時自動起動)は、入港日等の差異やリマークの確認を行うことなく申告に入ってしまうため、搬入確認後の申告・予備申告(本申告自動起動)を行っているのが現状である。従って、貨物が搬入されるまで再々ICG業務を行わなければならない。	システム負荷が大きいため、実施は困難です。	「貨物状況通知サービスの提供」として機能追加提案
5	通関	IDI IES	輸入申告一覧照会(IDI)等	輸入申告一覧照会業務が官署やシステム識別を跨いだ照会が出来ない為、毎日、海上・航空それぞれで官署毎にIDIで進捗状況を確認している。1/3はエラー送信でありNACCSへの負荷も掛っている。	輸入申告一覧照会(IDI)等において、利用者コード毎に一回の送信で、宛先官署やシステム識別に関係なく、照会が出来るようにして欲しい。若しくは、新業務を作って頂きたい。	システム負荷が大きいため実施は困難です。	最低でも官署コードの指定を外して照会ができるようにして欲しい。(自由化や営業区域越境により申告官署が多くなり、把握しづらいため)
6	通関	IES IDI	IES:輸出申告一覧照会 IDI:輸入申告一覧照会	現行は、申告官署、申告先部門、蔵置官署、蔵置部門等を入力しなければならない。(申告官署等単位のデータの照会になっている。)	(第1希望) 通関業者側に利用者コードのみ入力すれば、当該利用者コードで申告したデータが全て照会されるようにしてほしい。 (第2希望) 申告官署等を入力するために再度初めから業務を実施するのではなく、照会画面から申告官署等を繰り返し入力し展開できるようにしてほしい。 (第3希望) 通関コードを入力すれば、当該通関士が申告したデータが全て照会されるようにしてほしい。 (第4希望) 輸出入者コードを入力すれば、当該輸出入者で申告したデータが全て照会されるようにしてほしい。	ご要望に関しては、以下の理由により実施しません。 第1希望: システム負荷が大きいため、困難です。 第2希望: 引継ぎ情報がある場合があるため、システム上対応は困難です。 第3希望: 証券番号での検索項目は無いため、項目追加は影響が大きいため困難です。 第4希望: 項目追加は影響が大きいため困難です。	自由化申告や営業範囲越境から色々な官署へ申告している事から、申告官署をプログラムで対応できるようにして欲しい
7	通関	IES IDI	申告等一覧照会情報(IES業務、IDI業務)に法人番号だけでなく、輸出入者名を表記してほしい。	申告等一覧照会情報(IES業務、IDI業務)の輸入者欄には、法人番号だけの表記しかありません。	申告等一覧照会情報(IES業務、IDI業務)の輸入者欄に、法人番号だけの表記だけでなく、輸出入者名を表記してほしい。	当該業務の出力情報に項目を追加することは、他の利用者様への影響が大きいため実施は困難です。	
8	通関	IDI IES	輸入申告一覧照会(IDI)等	申告添付登録(MSX)業務で税関へ書類を送付しているが、添付漏れが生じる事がある。申告添付一覧照会(IMS)で申告番号毎に送付の有無を確認しているが、手間が掛っている。	申告添付登録(MSX)業務が済んでいるかの確認を申告添付一覧照会(IMS)で申告番号毎にMSX済みかの確認を行う事は可能だが一覧で確認を行いたい。輸入申告一覧照会(IDI)で照会を行なっているの、申告番号毎にMSX済みかどうか判るように表示をして欲しい。	当該業務の出力情報に項目を追加することは、他の利用者様への影響が大きいため実施は困難です。	
9	通関	MSX	MSX業務失念警告メッセージ	MSXを飛ばしわすれても特にエラーにならない。	(区分1で要望出等の場合) MSXを飛ばし忘れた際、エラーが出るようにしてほしい。	エラーを出力するタイミングがないことから実施は困難です。	・IDIでのMSX済み確認が可能となれば、MSX失念確認が可能となる。
10	通関	AMA	修正申告を行う際、AMA/AMB入力時に、「修正申告」予定日」という欄を新規に設け、その欄に入力した日に準じた延滞税額が表示されるようにしてほしい。	修正申告を行う際、延滞税額についてはAMA/AMBを送信した当日の延滞税額が反映されており、本申告を行う未来の日における延滞税額を知ることが難しい。	AMA、AMB入力の際、新規に「修正申告(本申告)予定日」の欄を設け、修正申告入力時に「修正申告(本申告)予定日」に入力した日における延滞税額が表示されるようにしてほしい。またAMA「修正申告(本申告)業務」より出力される関税修正申告(国内消費税控費用)にも延滞税額が表示されるようにして欲しい。納付にタイミングの関係で表示が困難ということであれば、別様式の出力を検討し、そちらに表示いただきたい。	項目追加は自社システムへの影響が大きいため実施しません。本申告を行う日に再度AMBから呼出しAMAを行う事で、申告日に納税された場合の延滞税額が出力されます。また、ICD業務で納付予定日での延滞税額を確認する事が可能です。	
11	通関	AMA	修正申告事項登録(AMA)	修正申告前及び修正申告後とも、税額等を計算し全てのデータを入力しなければならない。	輸入申告事項登録(IDA)メニューと同様に課税価格と関税率、内国税率を入力することで税額等を自動で計算するように変更。	システムの仕様上対応できないことから実施は困難です。	IDAと同様に修正申告用に自動計算できる業務を新設し、登録した内容をAMAに反映できるようにしたい。
12	通関	AMA	汎用申請で輸入許可となったドキュメント貨物に係るAMA業務の対応	汎用申請にて輸入許可となった書類貨物について、事後に有税品貨物であることが判明した場合、汎用受理番号ではAMA修正申告がNACCSで行えなくなった。5次NACCSで行っていたマニュアル申告では、申告番号体系に沿った申告番号を採番していたため、AMA、AMC業務での修正申告が可能であった。	AMA業務において汎用申請受理番号の入力を可能とし、NACCSで修正申告ができるようにして欲しい。	費用対効果が見込めないため、実施しません。	
13	通関	DLI02	DLI02「当初輸入申告呼出し(修正申告)」業務の利用可能時間の拡大	DLI02「当初申告情報呼出し(修正申告)」依頼の登録により、システム内部で当初輸入申告情報呼出し処理が起動する仕様となっていて、10:00から18:45の間に10分間隔で行われ、18:45以降に登録した場合は、翌日に起動する仕様となっている。貨物の引取を急ぐ通常の輸入申告を優先する必要あり、修正申告に対応できる時間が18:45以降となってしまう場合が散見され、業務効率低下の一因となっている。	例えば、9:00から20:00までの登録分について、当日の呼出し処理となる仕様への変更をお願い致します。 (可能な範囲で、当日の呼出し処理となる時間を拡大お願い致します)	DBの最適化処理を日々又は月単位でご要望の時間帯に実施しているため、その他のDLI等ディレド業務の実施制限を設けています。そのため、時間の拡大の実施は困難です。	1000-1845からできる範囲での拡大を検討 本当に18:45以降にディレド業務の実施が不可になるのか要確認。
14	通関	DLI02	修正申告情報の呼出し可能な権限	当初申告した通関業者のみ当該業務による当初申告情報の呼出しが可能。 これにより当初申告した通関業者以外が修正申告する場合、全ての項目をAMA(修正申告事項登録)にて入力する必要があり、非常に作業が煩雑となっている。 また、当初申告した通関業者のみ利便性を享受しており、輸入者からの修正申告の依頼における公正な競争を阻害している。	当初申告した通関業者以外でも呼出し可能としてほしい。	ご要望については、税関にお伝えしましたが、当初申告者のみ呼出しを可能とするべきであるとのご回答をいただきましたので実施は致しません。	当初申告者または輸入者が呼出しを許可する分には問題ないと思われる。 修正申告者は当初許可書の写し等を確認している事から呼出し情報についても、紙面上は把握している。
15	共通	パッケージソフト	共通通関	「外部ファイルを開く」から外部ファイルの読出しを行った場合、現システムはカレントディレクトリが選択されず、NACCS指定保存先のディレクトリが指定されてしまうため、データ呼出しのフォルダへ再度保存しておきたいときに、NACCS指定保存先フォルダが選択されるため不便である。	外部ファイルの読出しを行った場合、読出し先のフォルダを記憶し、保存時に保存先として表示されるように変更してほしい。	パッケージソフトのオプション設定にて、「自動保存(補単位)」タブの送信外部ファイル既定保存先に設定変更可能です。	
16	通関	パッケージソフト IDA IDB	事項登録時間の印字	AIR-NACCSでは入力控や許可書に許可時間の印字がされているがSEA-NACCSでは印字されない。	入力控に入力時間を印字してほしい。 許可書の印字は無理でも入力控に入力することで、訂正後の最新のものがどれか分かり易くなる。	当該項目の表示有無については、表示することとしても、表示しないでご希望が出る事が予想されることから、実施は困難です。また、表示有無を選択できるようにするには、パッケージソフトの大規模な改修が必要となり、費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	・パッケージソフトだけの制御のため、詳細仕様検討でも十分な案件。表示有無の選択性すべき

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
17	通関	パッケージソフト IDA EDA	全業務（特に輸入申告（IDA）・輸出申告（EDA））	NACCSには有益なワーニングが多数出しており、6次NACCS更改においてもワーニングの内容充実が図られている。ワーニングは無視して業務を進めることが可能となっているが、ワーニングの見過と発生する機会も多い。特に輸入申告(IDA)や輸出申告(EDA)では、NACCSへのデータ入力者(入力控え作成者)と審査担当者異なる場合、ワーニング内容が見落としが発生し、非違・誤謬に発生に繋がっている。	輸入申告(IDA)や輸出申告(EDA)においては、ワーニングの内容を入力控え・申告控えに印字する(別紙でも可)。また、事項登録を呼び出した際にも、ワーニング箇所を識別して明確にする。なお、印字の有無について選択制とする。他の業務においても、入力控え等の印刷時には印字を行う。※エラー表示や、送信完了表示は印字の必要無し	ワーニング情報又はエラー情報の印刷については、処理結果通知を印刷することにより対応可能かと思えます(処理結果通知上はワーニング番号又はエラー番号と申告番号と貨物管理番号が印字されます)。また書き以降については、ワーニング情報を申告DBに保存する機能はありませんので、変更規模が大きくなることから実施は困難です。	・パッケージソフトだけで制御のため、詳細仕様検討でも十分な案件。表示有無の選択性とすべき
18	通関	パッケージソフト EDA EDB	輸出申告事項登録：EDA 輸出申告事項呼出：EDB	印刷した事項登録控の右上に、日時表記はない。	事項登録控右上に、日時印刷ができるよう選択式にしてほしい。	当該項目の表示有無については、表示することとしても、表示しないで欲しいとの要望が出ることも予想されることから、実施は困難です。また、表示有無を選択できるようにするには、パッケージソフトの大規模な改修が必要となり、費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	・パッケージソフトだけで制御のため、詳細仕様検討でも十分な案件。表示有無の選択性とすべき
19	通関	パッケージソフト EDC IDC	航空輸出入申告 EDC、IDC	許可書右上に、日時が印刷される。	許可書右上に、日時を印刷しないよう選択式にしてほしい。	当該項目の表示有無については、表示することとしても、表示しないで欲しいとの要望が出ることも予想されることから、実施は困難です。また、表示有無を選択できるようにするには、パッケージソフトの大規模な改修が必要となり、費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	・パッケージソフトだけで制御のため、詳細仕様検討でも十分な案件。表示有無の選択性とすべき
20	通関	多数	法人番号だけで全ての業務を可能	JASTROコード・税関発給コードに変わり法人番号が導入されているが、法人番号だけでは包括保険・リアルタイム口座が使用出来ない。	法人番号のみで包括保険・リアルタイム口座を使用可能とする。	NACCSの利用者ではない方の法人番号を、どのように管理していくかの検討が必要であることから、半年度での対応は難しいので、半年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。	
21	通関	IDA	IDA	石油石炭税はリットル(もしくはキログラム)に掛かるのにIDAの課税標準数量はキログラムで表示され、小数点第二位までの表示。(輸入許可通知書参照)	石油石炭税のコード(Q20)を入力した場合、リットルでの表示にする。もしくはキログラム表示を小数点第三位までにする。	変更規模が大きくなることから、半年度での対応は難しいので、半年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。	
22	海上通関	IDA SID	IDA SID(輸入申告)で1申告で10B/Lまで申告を可能として頂きたい。	運用上、分割申告が不可となっている貨物の申告があり1申告で6B/L以上となる申告がある。当該申告はマニュアル申告となっている。	IDA SID(輸入申告)で1申告で10B/Lまで申告を可能として頂きたい。	第6次仕様検討時に検討いたしましたが、頻度の問題、レイアウトの問題等もあり対応しない結論としています。また、項目の追加は他の利用者様への影響も大きい実施は困難です。	
23	航空通関	IDA SID	IDA AID(輸入申告)でも複数AWBの申告を可能として頂きたい。	運用上、分割申告が不可となっている貨物の申告があり1申告で6B/L以上となる申告がある。当該申告はマニュアル申告となっている。	航空NACCSと海上NACCSが共用化となったが、海上NACCSで可能となっている複数B/Lの申告が航空NACCSでは不可となっている。海上NACCS同様に複数B/Lでの申告を可能として頂きたい。NACCSが対応出来ないことを理由にマニュアル申告となっている。	IDAへの項目追加は他の利用者様への影響も大きい実施は困難です。	
24	通関	IDA, IDB, IDC	関税暫定措置法第4条航空機免税(以下暫4)では輸入者と輸入取引者が連帯保証など所定の書類を税関に提出し認められた場合に限り、輸入取引者の担保を使用して納期限延長で輸入申告できる。現システムでは暫4で税関が認めていない輸入取引者の担保番号が入力でき申告許可になってしまう。暫4で税関が差し押さえできるのは輸入者担保、通関業者担保、連帯保証など提出して税関が認めた輸入取引者担保である。連帯保証など提出して税関が認めていない輸入取引者の担保番号を暫4航空機免税で入力できるのは明白な欠陥であるので、入力できないように変更していただきたい。業務コード名：IDA, IDB, IDC。	関税暫定措置法第4条航空機免税(以下暫4)では輸入者と輸入取引者が連帯保証など所定の書類を税関に提出し認められた場合に限り、輸入取引者の担保を使用して納期限延長で輸入申告できる。現システムでは暫4で税関が認めていない輸入取引者の担保番号が入力でき申告許可になってしまう。暫4で税関が差し押さえできるのは輸入者担保、通関業者担保、連帯保証など提出して税関が認めた輸入取引者担保である。	関税暫定措置法第4条航空機免税(以下暫4)では輸入者と輸入取引者が連帯保証など所定の書類を税関に提出し認められた場合に限り、輸入取引者の担保を使用して納期限延長で輸入申告できる。現システムでは暫4で税関が認めていない輸入取引者の担保番号が入力でき申告許可になってしまう。暫4で税関が差し押さえできるのは輸入者担保、通関業者担保、連帯保証など提出して税関が認めた輸入取引者担保である。連帯保証など提出して税関が認めた輸入取引者担保である。連帯保証など提出して税関が認めていない輸入取引者の担保番号を暫4航空機免税で入力できるのは明白な欠陥であるので、入力できないように変更していただきたい。業務コード名：IDA, IDB, IDC。	税関に確認を実施した結果、下記のとおり回答をいただきましたのでご確認ください。 【輸入取引者の担保について】 関税法基本通達9の6-6(4)において、 限定申告者が提供する担保が輸入取引者の納税に係る輸入取引者の保証書等の担保であるときは、当該規定の①から③に該当する書類等を、輸入取引者の保証書等を税関官署へ提出するものとされており。(参考：当該規定は平成27年12月の改正で追記。) 【暫定法4条について】 上記「関税法基本通達9の6-6(4)」の規定は輸入取引者に係る担保全般に関するものであり、暫定法4条も対象となります。 【仕様変更案について】 上記規定により必要書類が提出されている場合に、輸入取引者担保を輸入申告に用いられることが考えられます。 そのため、限定申告者による輸入申告に係る輸入取引者担保について、「必要書類が提出されている」旨を税関において登録する業務を新設し、当該登録がされた場合にのみ、輸入取引者担保を入力可能にするといった案も考えられますが、輸入申告において輸入取引者担保が用いられる旨を入力するのは通関業者等でございますので、輸入取引者担保の場合には担保提供者等に対し、税関に必要書類が提出されていることを確認いただいたうえで、輸入申告を行っていただければと思います。	
25	通関	IDA	ブライズレンジと同様に、過去の統計上の実績と比較して数量に乖離がある場合は、「価格再確認識別」の項目に警告を表示させるようにする。項目の表示も「価格・品目番号再確認識別」へ変更する。	価格及び数量等がシステムに登録されている価格の範囲外である場合にコードで出力されるが、過去の統計上の実績と比較して数量に乖離がある場合には出力されない。	ブライズレンジと同様に、過去の統計上の実績と比較して数量に乖離がある場合は、「価格再確認識別」の項目に警告を表示させるようにする。項目の表示も「価格・品目番号再確認識別」へ変更する。	ご要望については、税関にお伝えします。	
26	通関	IDA	IDA時の連携について、受当額を外れる場合に注意喚起メッセージが表示される仕様の追加	IDA入力において、運賃の通貨単位を認識して入力(例：換USD、JPY)で、書類作成者・審査通関士ともに連帯額が誤入力に気付かないまま申告、区分1で許可となる通関事故が発生。 ※重量(KG)あたりJPY31,759という航空運賃となっていた。	例えば、重量(KG)あたりの運賃がJPY1,000を超える場合やJPY10未満の場合、入力控に注意喚起メッセージが表示されるよう仕様変更お願い致します。 ※受当額の設定及び小口貨物(例：10KG未満の貨物)には表示させない、等は、 各通関業者(利用者コード別・航空/海上別)にてNSS等で随時設定、変更できる仕様希望。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
27	通関	IDA.AHK	IDA.AHK 運賃や評価金額を入力できないので、(ほぼすべての申告で)価格再確認 [L] となる。これは、運賃や評価金額を加算すれば価格異常にならない物なので、価格再確認 [L] を出さないでほしい。	運賃や評価金額が、欄ごとの価格に加算されていないため価格再確認 [L] が頻発する。	引き取り申告の際は、価格再確認 [L] を出さないでほしい。	当該表示により、入力間違いに気が付かれる場合もあり、一律に対応することが難しいことから、実施は困難です。	
28	通関	IDA	納税額に影響等ない、減免税コード：00111を過入力した場合、エラーとなる仕様の追加	民間航空機貿易に関する協定の対象産品(税関)、かつ関税無税、かつ原産地が協定国の場合、IDA時の減免税コード欄に「00111」を入力する必要がありますが、該当しない産品(税関)、原産地であっても入力可となっており、過入力したまま申告することが散見されます。(申告先税関から指摘受け、申告後訂正や許可後訂正となることが見られます)	入力不要税番・原産地の場合、入力不可(エラー)となるよう仕様変更お願い致します。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
29	通関	IDA	IDA時エラーコードW0023 統計数量(N/W)がシステム登録の重量(G/W)を統計数量(N/W)がシステム登録の重量(G/W)を超えた場合に出力されるアラート	IDA時に統計数量(N/W)がシステム登録の重量(G/W)を超えた場合、アラートが出力されているが、以下に該当する場合アラートが出ない仕様となっている。 1. N/Wの合計がG/Wの120%以内(航空)103%以内(海上) 2. 複数欄の申告において、少額等で統計数量が入力されていない欄が存在する場合。	アラートの対象をN/W > G/Wとする(許容範囲を無くす)とともに、統計数量が入力されていない欄が存在する場合でも、入力されている欄だけの合計で対峙するよう仕様を変更してほしい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
30	通関	IDA	輸入申告事項登録	他法令コード「CR」について、関税法70条関係許可承認にCRを入力せず輸入承認証番号等欄(CRNO)と入力してもエラーにならない。(この逆もある)	エラーが出るようにしてほしい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
31	通関	IDA	輸入申告事項登録	税率が基本FREEであるのCEPA適用のコード入力(T4等)でエラーにならない。	エラーが出るようにしてほしい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	システム上エラーでできない状況がある場合は実施しない

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
32	通関	IDA	輸入申告事項登録（海上・航空とも）	別紙参照 ■原産地別入力時のガード（ワーニング）の強化 B P申告のため貿易形態番号コード「142」、申請理由「3 B」を入力し、本来はB P用原産地証明書識別「AST7」（E P Aに基づく原産地証明書の提出申請を行う貨物）を入力するところ、「AST4」（E P Aに基づく原産地証明書の提出がある貨物/通常申告）で誤入力するもエラーとなりません。その逆のバターンで貿易形態番号コード「118」、申請理由「入力無し」原産地証明書識別「AST4」と入力しても同様にエラー表示はなくIDAの送信ができてしまいます。 上記は旧アセアン協定を例にとったが、他の原産地コード、原産地識別コード（一般特恵の場合の「GSTP」⇔「GSTO」も含む。）においても同様の結果となります。	別紙参照 B P申請理由コード「3 B」は提出済みであり、手元に原産地証明書がないにも関わらず、手元に「ある」状態で申告出来てしまう状態を下記のようなプログラム変更等により改善をお願いしたい。 ① IDAでの送信ができない様プログラム変更を行う。 ② 申請理由コード「3 B」は「原産地証明書又は原産品申告書の提出が遅れる」という内容になりますが、もし原産地証明書の提出が遅れるにも関わらず、原産地証明書が手元に「ある」という状況が実際に存在する場合は「BP申告であるが識別が不一致」、「再確認する」等の警告を発出するプログラムに変更をお願いしたい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	・チェック処理の追加 貿易形態別「118」、B P申請理由「入力無し」、原産地証明書識別「AST4」は、手元に原産地証明書がある状態でも同様の入力内容となるため、エラーとはできない。
33	通関	IDA	輸入申告事項登録（IDA）	共通管理番号欄に番号を入力し、その他の食品（恐らく補防、動検も）欄に 実際の共通管理番号で紐付けた届出件数と違う件数をいれてもエラーメッセージが出ない。	食品（恐らく補防、動検も）欄に入力した件数と、共通管理番号で紐付けた届出件数が一致しない場合はエラーメッセージが出るようにしてほしい。	IDAでの届出件数が共通管理番号に紐づく件数より多い場合、その後更に共通管理番号に紐づく新しい届出がされるからシステムでは判断できないため、エラーにすることはできません。	ワーニングメッセージでの対応は可能
34	通関	IDA	輸入申告事項登録	INN該当品目の税番がどうか調べる時間がかかる。	INN該当品目税番は注意喚起が出るようにしてほしい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	当該要望通りでなくてもよく、品名の最後にINNが出て確認できるが、一部長い品名の場合は切れるため確認ができない。品名の最初に「(INN)」等の表記に修正してもらえればよい。
35	通関	IDA	輸入申告事項登録	担保番号を入れて申告する場合担保残高をIAS業務で調べ直している	IDAにて輸入申告入力控えを印刷した際に残高を表示するようにしてほしい	事項登録時の控え情報に出力したとしても、申告時には残高が変わっている可能性もあり、結局は最新情報を照会いただくこととなるので、費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	当該要望ではなく、IAS業務の照会結果から次の担保番号での照会が繰り返されてはよいため
36	通関	IDA	輸入申告事項登録	IDAで送信後、輸入申告入力控でチェックを行う際、仕入書価格とBPR合計が合致しているかどうかを確認している。しかしながらIDAの繰送部画面のBPR係数ではなく、課税価格欄に金額(日本円)を強制入力した場合には、その合計額が入力控には出力されません。そのため各欄のBPR金額（BPR係数係数ではなく）の合計を手計算で行いCIF価格との合致をチェックしているという事務作業を行っている。	IDAの繰送部画面のBPR係数ではなく、課税価格欄に金額(日本円)を強制入力した場合、現在の入力控のBPR合計額にその合計額を出力するようにしてほしい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
37	通関	IDA ICG TQA TQB	金額やWEIGHTの小数点以下の表示及び総重量の位取り	①金額やWEIGHTに端数がない場合小数点以下2桁まで印字されない、整数で入力すると小数点以下が表示されなくなってしまうので、今まで通り表示するようにしてほしい。 ②貨物情報照会時の総重量の欄の数値が位取りされていない為見た目に数値的な把握が容易ではない。例) 総重量 3 5 1 7 8 . 0 0 0 KGM ③開割通関数量欄の数値について、小数点以下3桁まで入力出来るようになったが、小数点以下の数字がない場合、強制的に〇〇.000と入力しない限り、小数点以下が表示されない。	①入力控の申告価格や統計数量など、小数点以下2桁までの表示にしたい ②大きな数は、数値の把握がし易いよう、3桁目に位取りしてほしい。 ③小数点以下の数字がゼロの場合でも自動で小数点以下第3位まで表示されるようにしてほしい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
38	海上通関	IDA	混載貨物(LCL)等 予備申告する際の記号番号入力	予備申告後、貨物の搬入が上がり、些細な記号番号の相違がかなりあるため、本申告時 変更の必要があり、税関が審査終了していても再度の審査終了が必要。	貨物の記号等 欄、プランクによる自動補充	後続の税関業務において当該項目が必要であることから、実施は困難です。	海上輸入申告が対象
39	航空通関	IDC	予備申告後、本申告起動時のFLT情報上書き。(IDC)	HCH登録後の予備申告において、予備申告後にFLT情報が必要になった場合、本申告起動時にFLT情報がアンマッチとなり本申告起動エラーとなり、都度訂正が必要となる。	HCH登録後の予備申告において、予備申告後にFLT情報が必要になった場合、本申告起動時にFLT情報を上書き処理するよう仕様を変更してほしい。(個数、重量等に必要があった場合を除く)	予備申告時に積載機名及び入港年月日をプランクとしたいだけでなく、本申告起動時に貨物情報から補充されますのでご活用ください。	検討結果の代替案では、IDBで呼出した際にFLT情報が呼び出されるため、いちいち削除してプランク化する事が面倒なため受け入れられない。
40	通関	IDA	IDA時のインボイス価格条件（建簿）について、課税価格が自動計算されるインボイス価格条件（建簿）の追加	IDA入力時において、課税価格が自動計算されるインボイス価格条件（建簿）は「FOB」「C&I」「C&F」「CIF」の4種類となっており、それ以外のインボイス価格条件（建簿）の場合、課税価格を自動計算させたいので、上記4種類のうち類似のコードを入力するが、この場合、実取引の価格条件を「記事（税関）」欄に入力する必要あり。業務効率低下の一因となっていることに加え、入力漏れ、入力間違い等が発生し、税関から指摘受け申告後訂正等となること稀に発生。	例えば、「EXW」「FCA」等、使用される頻度の高いインボイス価格条件（建簿）について、課税価格が自動計算される仕様への変更をお願い致します。 可能であれば、上記以外の建簿についても追加をお願い致します	他のインボイス価格条件コードへの対応を実施しても、補正額への入力が入力項目の追加が必要となるため、費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	FCAT/EXW時に、運用で記事欄に「FOB=EXW」等の記載をしているのが煩雑。当該運用が無くなるのであれば、現状のままでも良い。
41	通関	IDA01/IDD	共通通関	通関為替レートの保管期間が為替レート公示後約9週間であるが、現在のLNG等化石燃料の輸入取引影響は、取引価格他において年額又は年度清算されることとなっているため、BP承認から3か月以上経過してからのIBP申告に切替える事案が大半である。そこで、3ヶ月以上経過したBPについてIBP申告する際には税関から荷主記事欄にレート記載して申告するよう指導されており、保管期間外のものについて毎回レートを手入力している。	・通関為替レートの保管期間（為替レートが公示されてから約9週間）の延長若しくはIBPの記事欄への自動表示をお願いしたい。 ・BP⇒IBP切替えにおいて、保管期間外のものについても、NACCSで自動計算できるようにしてほしい。	ご要望については、税関にお伝えします。	
42	通関	IDA	輸入申告事項登録	HS末尾のコードが同じ符号があるのでわかりにくい。(特にE)	少額、再輸出免税が同じEなので種類ごとで違うコードを設定してほしい。	ご要望については、税関にお伝えします。	
43	通関	IDA	IDA（事項登録情報）の包括評価において、自動計算できる範囲を拡大してほしい	保険を包括評価において計算している。 包括評価申告書の計算式は調整率が小数点以下第1位までであるが、現行NACCSでは自動計算されないため、計算した保険料を手入力している。 現行NACCSでは調整率が小数点以下第3位までであれば自動計算が可能である。	自動計算できる範囲を、小数点以下第1位までにしてほしい。	ご要望については、税関にお伝えします。	税関の現場も要望している
44	通関	IDA	共通通関	BP通関時の提供担保額について、NACCSにおいて、関税、消費税、石油炭税等について110%で自動計算がされる。石油炭税は重量税であり、IBPにおける課税価格の変動に影響がないにもかかわらず、110%の担保額となって計算されている。 最終的には税関が担保額を入力した後に許可になるが、年に数回、BP時に担保額が間違っただけ承認される場合が発生しており、改善されない。 こういったことから、必要が無い過大な担保額により承認された場合、輸入者としては大きな負担となる。	担保額については、税関側による入力であるため、輸入者側としてはBP承認後にしか、ミスが分からないことから、承認後においては税関側にて訂正できるようにしてほしい。また、担保額の計算については、重量税である石油炭税については、100%としていただきたい。 例えば、（消費税+地方消費税）×110%+石油炭税100%としてほしい。	ご要望については、税関にお伝えします。	
45	通関	IDA	IDA	初期ナックスの時代から現在第6次まで依然として、関税法基本通達 73-3-2（1）に規定するBP承認（一定の期間内に複数回分割して輸入されるセット課税品のBP）については、システム処理対象外となっている。	上記セット課税品のBPをシステムにて処理できるように変更していただきたい。	ご要望については、税関にお伝えします。	頻度は少ない
46	通関	IDA01	NACCSシステム化	特例輸入者が関税・消費税の納期限までに行う期限内訂正は、マニュアルでの対応の為、紙面の提出、税関に確認印をもらうなど、窓口でしか対応できず、NACCSで行う事ができる修正申告、更正の請求に比べ、訂正可能な期限が設定されているにも関わらず業務が煩雑で時間がかかる。	NACCSに期限内訂正の業務を新設する。	変更規模が大きくなることから実施は困難です。	
47	通関	IDA AMA IMW	① 輸入申告（IC）輸入許可前貨物引取承認申請（BP）等(IDA) ② 修正申告（AMA） ③ 移出輸入(IMW) ④ 保税運送、外貨船用品積込	① 輸入申告等の「申告入力控」の納付方法にかかる、口座番号および担保番号が送信後確認できない（アクセスデータ、書面両方とも） ② 入力の延滞税が自動に計算されるため、修正申告予定日と異なった延滞税額が「申告入力控」に記載される。 ③ 消費税額を確認して会計検査の欄に対象のものは「K」と入力している。 ④ 保税作業から作られた製品の保税運送、外貨船用品積込NACCS業務が無い	① 輸入申告等の「申告入力控」の納付方法にかかる、口座番号および担保番号の表記追加 ② 修正申告の申告予定日を入力することができれば、そこから自動で申告予定日の延滞税を計算し、書面で確認可能にしたい。 ③ 自動計算で対象となるものは自動で表記してもらいたい。 ④ NACCS業務を追加してもらいたい。	①費用対効果が見込めないことから実施は困難です。 ②当該業務への項目追加は、自社システムへの影響が大きいため実施は困難です。本申告を行う日に再度AMBから呼び出しAMAを行う事で、申告日に納税された場合の延滞税額が出力されます。また、ICD業務で納付予定日の延滞税額を確認する事が可能です。 ③費用対効果が見込めないことから実施は困難です。 ④保税運送はOLC業務、船用品積込はHYS業務で対応可能です。	②は実施を検討

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
48	海上通関	IDC	「輸入承認（以下「IS」）貨物のシステム管理選択をした保税蔵置場にてIS済み貨物の移入承認（以下「IM」）申請を行う場合に貨物情報を利用できる設定にしたい。」	現行の仕様は次の①②③④ ①IDA（事項登録）時にIMを選択すると貨物情報DBが存在するにもかかわらず利用することができない。 ②IDC（申請）をしても貨物情報に申請を行った旨は登録されない。 ③IM承認後に貨物情報に承認の旨は登録されない。 ④保税蔵置場にも承認の旨の情報は配信されず、また、搬出確認登録（BOA）等、後続業務はできない。 以上から、次の⑤⑥の不便点がある。 ⑤保税蔵置場においては、IS後の貨物をシステム管理しているにもかかわらず、承認証自体を受領しない承認となっていることは確認はできず、マニュアルの保税管理となる。 ⑥税関保税部門は、滞留する情報について、保税蔵置場より連絡を受け、強制的に情報を消す作業を行う。 （尚、通常の蔵置貨物は下記の⑦⑧の通りシステム活用ができていない	下記、通常の蔵置貨物（IS後のシステム管理貨物ではないもの）につきIM申請を行う場合と同様の仕様とされた。 ①IDA（事項登録）時にIMを選択しても貨物情報DBを利用できる。 ②IDC（申請）をしても貨物情報に申請を行った旨が登録される。 ③IM承認後に貨物情報に承認の旨が登録される。 ④保税蔵置場にも承認の旨の情報は配信され、また、搬出確認登録（BOA）ができる。	費用対効果の観点から実施は困難です。なお、業界全体のニーズとしてご要望があれば、再度、提出ください。	IS後の貨物管理のスコープ対象の拡大。
49	通関	IDD	予備申告から本申告への切替における申告内容変更。	大阪税関本関で予備申告し撤入が18時以降になる場合、現行では一度申告を止め、再度、南港出張所特通に申告しなおさなければならず、予備申告の審査済み情報が反映されない等予備申告の意味がない。	予備申告後、許可までの間に申告書番（4A~4I等）の変更ができるよう（取止めを変更可）にしたい。	ご要望については、税関にお伝えしますが、現状では税関の運用に支障があるため実施は困難です。	
50	通関	IDA 新規	IDC業務、MSX業務、後に数量の要素とし確認印の押捺で原本を税関へ提出する業務	押出した貨物を分割して輸入する場合の通関数値の裏返し（再輸入免税のE/D、暫定入庫の付属書等）については、その裏返しを記載した書類をPDFファイル等で提出することで審査終了まで実施して頂いていますが、輸入許可後にその原本を申告先部門へ提出し税関の確認印の押捺を頂いてい	関税割当証明書（TQA,TQB,TQC,TQE）のような業務を設けて頂きたい。	新規業務を新設することとなり、費用対効果の観点から実施は困難です。	
51	海上通関	EDA	EDA（輸出申告事項登録）のパン詰め場所の住所欄を増やしてほしい。	パン詰め場所のコードは5か所あるが、所在地の入力欄が1か所しかない。複数ある際は、所在地を記事欄に入力が必要となる。工場/パンの申告で、複数本のコンテナ通関のときに該当する。1本目は利用できるが、2本目からは記事欄に入力することになり、入力作業、確認作業が煩雑である。	所在地の入力欄を1か所から3か所くらいまで増えたい。	当該業務への入力項目の追加は、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。現行運用どおり、記事欄への記載でご対応ください。	
52	海上通関	EDA	輸出の精戻し申告（EDA）における、パンニング場所の入力省略	輸出の精戻し申告において、輸入したコンテナに入ったまま、CY通関で精戻し申告をして貨物を取り返す場合は、日本にパンニング場所が存在しないので、blankとすべきであるが、入力を強制されてしまう。	上記において、強制入力としたい設定としてほしい。	ご要望については、税関にお伝えします。	
53	通関	EDC	特定輸出申告貨物が許可された際の承認通知情報の数値を全体の数値に	特定輸出申告の許可通知の電文の数値が、許可となったタイミングでの貨物の蔵置数量によって異なる。	特定輸出申告自体が蔵置する必要なく行え、許可されるものなので申告種別が特定輸出申告ならば蔵置数量関係なく貨物の全体の数量で出力してほしい。	現状では蔵置個数が許可となっても問題は発生しないため見送りとします。	
54	通関	EAA/EAC 新規	一括輸出許可内容変更申請（仮称）	混載業者（NVOCC）が予定されたコンテナ詰め場所が変更となった場合は、輸出許可ごとに「輸出許可内容変更申請」を行っている。	仮称「一括輸出許可内容変更申請」業務を追加して頂きたい。（但し変更対象は自社通関分）	改修規模が大きいため、費用対効果の観点から実施しません。	
55	航空通関	CDB EDA	CDB、EDA等	航空貨物における特定委託輸出申告について。 ①保税地域搬入前に特定委託輸出申告を行う場合、貨物情報登録（CDB）の搬入予定蔵置場欄には、搬入予定保税地域コードを入力する。通常、航空会社の保税地域コードを入力することになるが、ほぼ全ての航空会社の保税地域は輸出申告制限表示のフラグを立てていることから、これらコードをCDBで入力してもエラーが発生する。（CDBを完了できない＝EDA特定委託輸出申告が出来ない） ②上記①でCDBが可能であった場合でも、入力した保税地域を管轄する税関が貨物の蔵置業者となり、税関検査を蔵置業者で受けなければならない。 ③輸出許可が下りても、LDRが発行されない。航空会社は貨物受入時にLDRの提示を求めており、LDRをもって貨物が外国貨物であることの確認も行っている。LDRが発行されないと、航空会社側の受け入れも難しい。また、保税地域搬入前に特定委託輸出申告を行うと、輸出許可が下りても、貨物情報に輸出許可済みのステータス（CLR）が付与されない。よって、航空会社側は当該貨物の輸出許可が下りているかをNACCS上確認することができない。	●認定通関業者に、特定委託輸出申告専用の施設コードを付与する。（当該コードをCDB、EDAの搬入予定蔵置場欄に入力する）又は、CDB及びEDAの搬入予定蔵置場欄に、保税地域/バスケットコードの入力を可能とする。 ●上記コードを使用した際に、LDRの出力を可能とする。出力先は、認定通関業者側で決定できるようにする。 ●特定委託輸出申告許可が下りた貨物に、輸出許可済みのステータスを付与する。	ご要望については、税関にお伝えします。	当該要望通りではなくてもよくて、システム上、航空会社に向けて搬出する際に、許可がなっていて、且つLDRが出力されれば良い。特定委託の場合、現在の仕様では航空会社に搬入された後に許可済みになっている。
56	航空通関	EDA/EDC	他所蔵置許可申請から輸出申告および搭載確認までのNACCS運用について 不開港でのNACCS処理業務が税関様の運用も含め可能となるよう希望します。 ・輸出入申告・搬出業務及び搭載確認など	・現行、不開港（伊丹空港）に駐機している航空機に関する、税関手続きはすべてマニュアルで行えない。 ②輸出通関する際、大阪税関本関にマニュアルで他所蔵置許可申請を実施し、同税関にマニュアルで輸出申告している。 ・以上のとおり、申告書番、通関書番、蔵置場それぞれ相互間で遠距離にあり、時間的に迅速な対応に苦慮している。	・不開港においても伊丹空港など各種コードが付与されたNACCS処理業務対象となるようにしたい。 ・上記内容を含め、輸出入にあつては、他所蔵置許可申請から輸出入申告及び搬出までNACCSを利用した輸出入申告を可能としていただきたい。 なお、輸出については搭載確認業務を通関業者が実施できるような変更いただくことにより、税関への総計上げが自動になると聞いております。	平成30年度では実施せず、対応方法を次年度以降の実施可否について継続して検討します。	
57	通関	EAA	許可後の輸出貨物（出港前）において、個数の訂正（変更）機能の改善	許可後の輸出貨物（出港前）において、個数の訂正（変更）が発生した時、大額から少額へ変更になる場合は、NACCSでの訂正（処理）ができない。	少額に変更になった場合も、NACCSでの訂正ができるようにして頂きたい。	ご要望については、税関にお伝えしましたが、原本自体の更新は、税関においても実施していないことから新たな機能追加となるため、改修規模が大きくなることから実施は困難です。	
58	通関	EDA	業務内容：輸出入申告事項登録 業務コード：EDA	インボイス番号の入力桁数が35桁である。このため、インボイス番号が複数件ある場合、当該項目の入力値が35桁を超えてしまう場合がある。	インボイス番号の入力桁数を35桁から105桁に増加する。	当該欄は、単一のインボイス番号の入力を前提として設けていることから実施は困難です。複数インボイス番号がある場合は、記事欄を利用していただくことも可能です。	IDAとの整合性
59	通関	IDA EDA	輸出入申告書の仕入書番号にA（原本）、B（代わる書類）と識別していますが、今、必要でしょうか？	輸出入申告書の仕入書番号にA（原本）、B（代わる書類）と識別している。	輸出入申告書の仕入書番号にA（原本）、B（代わる書類）の識別が要らないのではないかと。	ご要望については、税関にお伝えします。	
60	通関	IDA EDA	AIR NACCSとSEA NACCSの選択の自動化	AIR NACCSとSEA NACCSが共用化されているが、申告時に都度システム識別の変更が必要になっている。業務によっては変更せずとも可能となっているものもある。NACCSのエラーメッセージを見ると、AIR NACCSの申告かSEA NACCSの申告かを自動で判別している。	AIR NACCSとSEA NACCSの申告を、都度、システム識別の変更をせずとも、申告可能として欲しい。	パッケージソフトでは、IDA及びEDAは業務コードとともに種別を選ぶようになっており、その際にシステム処理識別が自動で選択されるようになっておりますので、すでに対応できているかと思えます。おそらくは、IDB又はEDBで呼び出す際のことを指されているのではないかとと思いますが、その場合、IDA及びEDA以外の海空共用画面の業務はシステムで自動判別が出来ないため、送信者様に判断していただいております。	MSXなど一部の業務では申告番号等からAir/Seaをシステムで判断し、正しい方に自動修正されている。自動判断修正の対象業務を増やしてほしい
61	通関	IDA EDA		①IDA 申告個数99個までしか入力できない。 ② EDA AIR A/WB枝番/03（01+02の仕合せ）の場合搬入前申告できない。 ③ EDA 欄部の貿易管理令コード入力したコードがそのまま表示される。 ④ 自動印刷が個別設定しないといけなくなった。	①申告個数200個かそれ以上に対応できるようにしてほしい。 ②仕合せの手入力段階でも搬入前申告できるようにしてほしい。 ③貿易管理令コードを入力した際に該当項目が表示されるようにしてほしい。 ④以前のように自動印刷はある程度まとめて設定できるようにしてほしい。	①ご要望については、システム負荷が大きいため実施は困難です。 ②当該要望の実現は、システム上対応が困難であることから、実施いたしません。 ③当該要望の実現は、システムへの影響が大きいため対応は困難です。 ④前方一致でできることから、桁数が小さいものを上部に持つことで対応可能ですが、全ての帳票印刷を行いたい場合は、「A」「S」「C」の3つを設定すれば対応可能です。	①レアなケース 困難です。
62	通関	IDA等	IDA等	HS自動表記関連 ① HSから自動出力される品名が紛らわしく以前出していた文書がなくなつた 4407.29-「TROPICAL」表示が無くなった。 4407.99-同じ品名で紛らわしい。 4418.99-品名全て一緒に紛らわしくも似通つて紛らわしい。以前はサイズが出ていたのが見分けやすかった。 4407.12-190「FIR」しか出なく「ETC」表示がないので単品HSに見えて不安に駆られる。	① HSから出力の品名を頼りに審査を進められるので、スピードが上がり採番ミスも減少できる。 4407.29- 熟帯産 = 「TROPICAL」表示希望 4407.99-と違えてもらえば別の表示でもかまわない。 4418.99- 品名全て一緒に紛らわしくも似通つて紛らわしく、ミス誘っているとは思えない。せめて断面積や片方のサイズ表示の違いを出していただきたい。 4407.12-190「FIR」と「SPRUCE」の番号なので、せめて「ETC」か「OTHER」程度は表示希望。	ご要望については、税関にお伝えします。	HSコードに紐づく品名設定変更で対応は可能。

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
63	通関	IDA EDA	現行より細かく設定できる仕様の追加	「認定通関業者用申告書調査票」により、航空/海上のみしか申告先税関が設定できない。	NSS等で利用者コード別、蔵置官署コード別、輸出申告・輸入申告別、輸出入別により随時設定、変更できるような仕様変更をお願い致します。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
64	通関	TQC	①IDA(事項登録情報)と関税割当裏落内容の申告官署情報のリンク ②関税割当とし数量と申告書正味数量のリンク	①IDA(事項登録)実施後TQC(関税割当裏落内容仮登録)を行なっているが、その後IDB業務により申告官署の変更をして関税割当裏落内容の申告官署は変更されず、再度TQC業務で取り消しした後、再登録が必要になる。変更せず申告した場合、官署チェックが行なわれていないため申告出来ません。 ②IDA(事項登録)と関税割当裏落内容がリンクしていない為、IDAで誤って輸入承認番号等の欄で「KANW」と入力すべきところを「KANW」にしてしまっても申告ができてしまう。	①事項登録情報の申告官署情報を訂正した際に関税割当裏落内容仮登録情報の官署情報も自動的に書き換えられるようにして欲しい。又は申告出来ないようにエラーになるようにして欲しい。 ②誤って入力した場合にエラーがかかるようにして欲しい。可能であれば電子ライセンスのように入力された情報が関税割当裏落業務の時にある程度反映されるようにして欲しい。	①「輸入申告事項登録(IDA)」業務で登録した「申告官署」欄について本申告前に変更した場合、関税割当裏落内容仮登録情報の「官署」欄も自動的に書き換えられるよう変更します。 ②当該要望の実現は、システム上対応が困難であることから、実施いたしません。	②「KANW」で入力した承認証番号がNACCS関税割当証明書番号として登録されている番号と同じ場合は、ワーニングを出力させる程度であれば実現可能と思われる。
65	通関	IDA/EDA	NACCS業務の新設	①NACCSには業務がない ②ATAカルネ手帳に所定事項を記入。申告の際、各物品をHS分類と集計を行っている。 ③蔵置場所を管轄する税関の通関部門へカルネ手帳自体を提出して申告し、許可を受けている。 ④蔵置場所が課せられた場合は、納付書により納付することになる。 ⑤再輸出入の際、上記①、②を再度行う必要がある。	①NACCSに「ATAカルネ通関」の業務を新設する。 ②カルネ手帳に記載の物品明細、価格等をNACCSの入力画面に入力し、HS番号ごとの集計をNACCSにおいて行い、HSごとの価格、税額等を算出する。 ③カルネ手帳を税関に提示しなければ、税関での審査、検査が受けられないため、NACCSに登録された内容で審査、検査を実施し、カルネ手帳の提示後税関の承認等を経て、許可を受ける。 これにより、貨物管理番号との連動による許可情報が関係者に配信される。 ④マルチペイメントなどによる納税を可能となるようにする。 ⑤当初輸出あるいは輸入時に払い出された申告番号に基づいた許可内容(データ)を再輸出入時に呼出し・修正等することによって申告事項登録等を可能とする。	ATAカルネは、手帳への税関職員による自筆の記載が必要となることから、電子申請は困難です。	
66	通関	IDA/EDA	単位(UNIT)がⅠとⅡの二つあるHSの場合は、ワーニングとなっている単位を明確に表示して頂きたい。	※価格ワーニング時「L」「H」の2種類が表示されるが、単位(UNIT)が二つあるHS番号の場合に、単位Ⅰ、単位Ⅱの何れでワーニングが出ているのか現行の仕様では判別できない。そのため、以下の①及び②のケースでは、荷主に複数回ワーニング理由を確認することになり、荷主・通関業者共に二度手間となっており、荷主からは一度に纏めて問合せができないかの要望を聞くことが多い。 ① 単位(UNIT)が二つあるHS番号の場合はⅠとⅡのいずれの単位に対するワーニングが判断できない。 ② 単位(UNIT)が単位Ⅰは「L」、単位Ⅱは「H」というような場合があり、どちらか判断できず、荷主への問い合わせミスにも繋がる恐れがある。 ※現行、②のケースの場合は単位Ⅱが優先でワーニングが表示され、単位Ⅱが解決した後に単位Ⅰのワーニングが表示される。(単位Ⅱが解決しないと単位Ⅰのワーニングは表示されない。)	別紙 参照 ※価格ワーニング時「L」「H」の2種類が表示されるが、単位(UNIT)が二つあるHS番号の場合に、単位Ⅰ、単位Ⅱの何れでワーニングが出ているのか、あるいは両方出ているのか、明確にして頂きたい。	表示内容の変更は、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。	ワーニングメッセージを分ける事で対応を検討
67	通関	ICG IDA 等	①ICG業務での確認内容の追加 ②IDA業務での誤入力ガード ③他法令コード入力漏れアラート機能 ④⑤少額・大額 アラート機能	①MSX業務をした際に、ICGで履歴を確認出来ない。(送信画面でCOMPLETION表示されるのみ) ②IDA業務で、建値FOBの場合でも運賃加算Eで入力出来てしまう。 ③他法令がある場合、承認番号等に記載していても関税法70条関係許可承認がblankでも許可になってしまふ。承認番号等に入力の場合関税法70条blankであればアラート機能で ④輸出の少額申告 大額ですすめてもエラーにならない ⑤欄毎の大額・少額 少額を示すE を入力しなくてもエラーにならない。	①ICG業務で、MSX業務やMSY業務の履歴を確認出来る様にして欲しい。 ②IDA業務で、建値CIFの際に運賃加算Aがエラーではじかれる様に、FOBの場合のEもはじいて欲しい。 ③承認番号等に入力の場合関税法70条blankであればアラート機能で警告してほしい。 ④ ⑤金額で識別・アラート機能で警告してほしい。	①システムの仕様上対応できないことから実施は困難です。 ②③④⑤費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	①は貨物情報への履歴反映が難しい場合は、IID等の申告照会での対応は可能と思われる。
68	通関	EDA	輸出申告事項登録(EDA)の入力画面にて「記事(税関)」項目(140桁)があります。NACCSソフトの画面では2段表示となっておりますが、1段目71桁、2段目69桁と桁が揃っていません。わかりにくいので、1段目70桁、2段目70桁 に揃えて表示するよう修正して下さい。大額、少額とも同じ状態です。	輸出申告事項登録(EDA)の入力画面にて「記事(税関)」項目(140桁)があります。NACCSソフトの画面では2段表示となっておりますが、1段目71桁、2段目69桁と桁が揃っていません。	輸出申告事項登録(EDA)の入力画面にて「記事(税関)」項目(140桁)があります。わかりにくいので、1段目70桁、2段目70桁 に揃えて表示するよう修正して下さい。大額、少額とも同じ状態です。	現時点で変更を行う場合、自社システムへの影響が大きいため実施しません。 EDA,IDA共に1段目は71桁となっており、申告書、許可書も全て入力通り1段目71桁となっており出力されます(第5次NACCSから変更はありません)。	
69	航空通関	MIC MEC	MICで申告後、IDA及びIDCへ変更する機能とMECで申告後のEDA,EDCへ変更する機能を設けてほしい。	現在マニフェスト申告後、マニフェスト申告適用除外品であることが判明した場合、税関の了解の得てマニフェスト申告の撤回を行い、輸入の場合は、IDA、IDCを輸出の場合はEDA,EDCを行っているが、輸入において加算税が発生する案件については、当初のMICの申告番号を引継いだマニュアルでの申告(紙での申告)を行うよう税関から指示されている。 マニュアル申告だとNACCS口座(リアルタイム口座)の使用が出来ないなど、納付方法に制限もあり対応に時間がかかる。また、NACCS外となってしまうので、履歴管理が難しい。	NACCSで一元処理を可能とするため、MICで申告後にIDA及びIDCへ変更する機能とMECで申告後のEDA,EDCへ変更する機能を設けてほしい。	システム上対応困難です(申告番号がマニフェスト申告と通常申告では番号体系が異なるためです)。	
70	通関	SIR	SIR(船積指圖書)業務	輸出者の代行の元請業者としてS/Iを登録し、各海外業者、通関業者へSIRにて船積指圖書を送付したいのですが、後工程における電文情報が元請業者である当社へECR, A C L, E D C 等が電文として通知されません。	荷主代行としてSIRを行った元請業者に対しては荷主と同様に各業者が行った電文情報の通知をしてほしい。	ご要望に関しては、改修規模が大きいため、対応困難です。また、実施の検討にあたっては、事前に輸出者様との調整が必要と思われます。	
71	海上通関 海上保税	BIB-RCR	第6次の更改では、航空貨物を外貨のまま海上貨物として積戻す場合、システム外搬入(BIB)の後の積戻貨物情報登録(RCR)が利用出来ない扱いと聞いている。		航空貨物が本邦到着後において、保税運送にて海上保税倉庫等に搬入の後、船便にて海外へ積戻す場合に、航空・海上間の貨物情報変更(交換)機能をシステム内に付加して頂きたい。	更改WGに於いて件数が僅少であるとして対応していません(費用対効果の問題)。航空貨物を外貨のまま海上貨物として積戻す場合は、航空貨物情報を税関に依頼のうえ削除した後、ECR(R:積戻貨物)-BICで対応が可能となります。	
72	海上通関	ECR	ECR:輸出貨物情報登録	現行、EDC業務(輸出申告)でI(搬入時申告の登録)をかけた後でも、搬入が入っていない場合にはECRを訂正することができず。また、BIC業務(搬入確認登録)情報とEDC情報は荷主しか参照しあわせられない。そのため、EDC後に重量等訂正が生じた場合に、ECR情報を訂正してBICを行ってしまうとECR/BICと異なる重量等で、勝手にEDC(輸出申告)が掛かってしまう。	(第1希望) EDC(輸出申告)を外さないでECRの訂正ができないようにする。 (第2希望) EDCとBIC情報を照らし合わせる際に、荷主だけでなく重量もその対象にする。	どの利便性を優先するかという問題であり、ある程度の総量があれば見直す可能性はありますが、現状では現行仕様を継続いたします。	
73	通関	IDA MHA	①IDA業務にて原産地証明書の内取が可能にしていたが、 ②MHA業務で監視部門に提出する見本持出しを可能にしたい。 ③MHA業務で監視部門に提出する見本持出しを可能にしたい。	①現行、原産地証明書の取り扱いは、輸入許可の日より3日以内の提出、また内取通関の場合には、原産地証明書に輸入許可印、輸入申告番号、輸入回数、数量を記載して税関の押印後返却を受ける。 ②NACCSでは監視部門に対するMHA業務(見本持出し)が行えない	①第6次NACCSでは、原産地証明書原本の提出が不要となりますが、内取通関に於いても、NACCSで内取通関が可能としたい。 ②見本持出し場所が外航船でも行えるように変更を依頼します。外航船TANKからサンプルを採取するため	①については、新規業務を新設することとなり、費用対効果の観点から実施は困難です。 ②については、どの部門に送信するか項目を追加する必要があるため改修規模が大きく、費用対効果の観点から実施は困難です。	
74	通関	MHA MMA	見本持出し許可申請業務(MMA)に法人番号や、輸出入者名を表記してほしい。	記載内容に法人番号や輸入者名を記入する欄が無い。	見本持出し許可申請書に法人番号や輸入者名が記載されている方が、色々な意味で取扱いがしやすい。	当該出力情報に項目追加することは、他の利用者様への影響が大きいため実施は困難です。記事欄に入力する等でお対応ください。	
77	海上通関	CHJ	元B/Lよりの仕分け履歴の表示	仕分け前後のB/L情報のみ表示	仕分け前後のB/L情報部分(1ページ目)にそれまでの仕分け情報を記載する。	当該業務の出力情報を変更することは、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。	仕分けが正しく行っているかのチェックができるのであれば、当該要望通りでなくともよい。
80	海上通関	CHJ	1B/L複数コンテナ、コンテナごとの仕分けの場合の入力方法	仕分け数ごとに品名・数量・重量・コンテナ番号の入力が必要。1B/Lが10コンテナなら10個の入力。画面の切り替え必要。	B/L情報よりコンテナ番号を呼び出し、「コンテナごとの仕分け」増設、1画面上でこのコンテナは「仕分けA」、これは「仕分けB」と選択し、数量などの入力をする。	当該業務の仕組みを変更することは、改修規模が大きくなることから実施は困難です。	
83	海上通関	CHJ	情報仕分けが必要、かつ輸入予備申告を行う場合で、搬入後にB/L番号に係る訂正が不要となるようにしてほしい	強制的にB/L番号にA,B等枝番を付して予備申告を行うが、コンテナ搬入後CHJを送信すると枝番C、Dとなり、当初予備申告の訂正が必要となる。	予備申告をB/L番号、枝番A,Bで行う場合、その後のCHJで枝番C、Dとならないようにして欲しい。	システムの仕様上対応できないことから実施は困難です。	申告業務でのみ作成された貨物情報である場合は、貨物情報として抽出された枝番ではないとして処理する事で対応が可能かを検討

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
86	海上通関	SHS CHS	SHS業務で出力される領票のレイアウト	SHS業務で出力される領票の共通部の余白が多い。	繰返部を、1ページ目から印字していただきたい	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	・パッケージソフトだけでの制御のため、詳細仕様検討でも十分な案件
89	通関・CY・保税	SAD4901 SAD4891	検査指定票の対査業務システム化	検査指定票をヤードに持ち込み、対査印をもらっている。	検査指定票の対査をNACCSでできるようにしてほしい。ヤードがチェックを入れたらOKといったように。	変更規模が大きくなることから実施は困難です。	保税運送の様に台帳として残るのであれば対査確認がなくなるのではないかな。
92	通関・CY・保税	SAD4901 SAD4891	検査指定票(倉主専用) SAD4901 検査指定票(運搬・倉主専用) SAD4891	・ 発行は、税関、倉庫等が以下の内容(発送確認、日時、到着確認、日時等)を手書きして対査確認印を押している。(紙での運用になっている。) 税関職員または倉主(印) * 発送確認日時 * 到着確認日時 税関職員または検査場管理員(印) * 発送確認日時 * 到着確認日時 見本採取者(印)	平成29年10月8日から通関関係書類の原則PDF化による書類提出が行われている中、税関検査指定票(運搬用)に関しては、倉庫担当者の対査印、税関職員の対査印が必要のため、紙での運用が存在している。検査指定票(運搬用)の紙での運用を電子化による運用に変更することを検討して頂きたい。例えば、システム上で発送確認日時、到着確認日時を入力し記載するようにすることで、対査印の押印の代わりに紙での運用がなくなるのではないだろうか。運用に関係することですので税関も合わせてご検討頂ければと思います。	現状、税関側で対応しないとのことなので、実施しません。 税関には要望があったことをお伝えします。	
95	通関	管理資料	現行NACCSには業務無し	輸出、輸入とも各申告のうち番番が上がった申告に関して、通関士証番号、申告件数、その訂正内容、申告書全体の割合等の表を大阪税関内の各番番から紙としてその翌月にもらっている。 通関業者は毎月税関の通関総括部門に行きそれを受け取っている。税関は通関業者が訪れる都度それに対応している。	上記のデータをNACCSから管理資料として各通関業者が取るように仕組みを変えて欲しい。	希望されている請求や非連携件がNACCSで全て網羅可能なかの課題があり、また、費用対効果の問題もあるため実施は困難です。	現在、税関に出力されている管理資料の情報を紙面にて提供して貰っているとの事。向帳の内容を各民間通関業利用者毎にも管理資料として出力できる様になれば良い。税関の現場も要望。
98	通関	管理資料 H01 I51	I51輸入申告一覧データ H01輸出申告一覧データ	管理資料取り出しを1回/月行っていますが、その情報の中には「貿易形態別番号」と「コンテナ本数」のデータがありません。	追加をお願いします。	管理資料の項目追加は他の利用者様への影響が大きいため、費用対効果が見込めないため実施しません。	許可データの全てを確認したいとの事。管理資料への反映以外に、利用者別に項目追加できる資料での提供でも検討が必要
101	通関	管理資料	管理資料情報 (I51 輸入申告一覧データ) の仕様書記載内容について	CSVフォーマットの項目見出し (M列) に“臨時開庁識別”とありますが、仕様 (出力項目表) では“予備” (項目52) となっております。	項目見出しは (仕様書を見なくても) 値が出力されないことが理解できるように例えば (予備) “などの名称に変更してほしい。	項目名を変更した場合、他の利用者へ影響が生じることが理解できるように実施しません。	
104	通関	管理資料 H01	輸出入者調査票のC. 輸出入許可情報出力登録(通関業者へ出力される「輸出入許可情報」を同時に出力する場合)で自社通関の輸出入許可書も同時に出力できるようにしてほしい。	輸出入者調査票で、C. 輸出入許可情報出力登録(通関業者へ出力される「輸出入許可情報」を同時に出力する場合)をチェックするが、通関業者が申告した許可書が同時に出力できない。	営業所日本各所で自社通関での申告が存在しており、それらの情報も本社の輸出入者利用者コードで集約受信する必要がある。通関業者が行った、という縛りははずし、申告情報の輸出者/輸入者のみで条件を設定して出力できるようにしてもらいたい。配信電文のH01輸出申告一覧データ/I51輸入申告一覧データも目次として利用できるで輸出入者にも受信できるようにしてもらいたい。	輸出入許可書を通関業者と輸出入者に同時に出力するのは、あくまでも通関業者に業として依頼した場合に限ります。自社通関の場合は、自社内での管理をお願いします。	
107	通関	管理資料 H01	H01「輸出申告一覧データ」(CBE5100)への出力項目の追加	「通関士コード」欄なし	「通関士コード」欄の追加	当該管理資料への項目の追加は、他の利用者様への影響が大きいため実施は困難です。	
110	通関	管理資料	管理資料として配信希望	①EEC 輸出取止め再輸入申告を実施しても、I51輸入申告一覧データ等に含みず、管理資料として配信されない ②開庁申請件数が配信されない ③管理資料の配信、今は10項目のみである ④マニュアル申告(カルネ、別送品等)は配信されていない	通関業取扱明細簿に記載が必要な以下の申告等についてI51輸入申告一覧データ等に含めて配信を希望します。 ①輸出取止め再輸入申告 ②開庁申請件数 ③他法令(食品、糖検査等) ④見本持出申請 ⑤マニュアル申告(カルネ、別送品等)	①②ご要望を満たす管理資料については、出力内容の調整等が必要であることから、来年度以降に実施可否について継続して検討します。 ③食品に係る管理資料については、平成31年3月17日に実施済みです。また、動植物検疫に係る管理資料については、変更規模が大きくなることから、半年度での対応は難しいため、中年度更改又は第7次NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。 ④システムの仕様上対応できないことから実施は困難です。	④マニュアル申告の状況を税関がNACCSへ登録する際に、申請者の利用者コードを入力することで、申告件数を管理することを検討

他省庁系

87	通関	IFA IPA	貨物管理番号やB/L番号を入力しても新規作成 IFA、IPA等へ船名・VOY、コンテナ番号・船数・重量・マーク、到着部、積入日・事故の有無などの情報が反映されない。	IFA、IPA等新規作成において貨物管理番号やB/L番号を記載することで反映させることができると利便性が高まる。	関係省庁側の経費負担も必要と思われることから、平成30年度以降に実施可否について継続して関係省庁と検討します。		
88	通関	IFA	IFA 作成時の蔵置場所誤りの場合エラー通知	食品等輸出入事項登録の際に蔵置場所が実際の蔵置場所と異なってもエラーが表示されません。IDA、IDCの場合はエラーで IDA の場合はエラー表示、IDCの場合は NACCS がはいてくれます。	蔵置場所が異なった場合は IFA ではエラー表示、IFC ではIDC同様はいて欲しいです。	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	・詳細仕様検討の際に可能 IFA時にはワーキングでの対応
89	通関	IFA	【 I F A 】 食品庫の入力については、現行、横 1 0 0 文字、3 列での入力となっているが、 各列の入力項目は品目毎に入力する必要があり、多品目ある時に入力が困難。	文字列の増列 (5 列→1 0 列) を希望する。	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	I F A 備考欄の桁数を増やしてほしい	
90	通関	IFA	現在、食品の届出はNACCSで可能ですが、確認の際には、マニュアルで提出し、押印しています。入出力装置の設置の届出をしている輸入者に関しては、確認の際にも、NACCSで願書の受理・確認をお願ひしたい。	確認の際は、輸入届出を要しない食品等について、税関等に届出を求められた際に使用することになっていきますが、実際には後でトラブルにならないよう、ほとんど確認願ひを取得している状況であります。取得の際しましては、事前に輸入者へ押印頂いたオリジナル書面を、厚生省へ持ち込み、確認印を頂くという作業が発生しています。	入出力装置の設置の届出をしている輸入者に関しては、NACCSを利用した確認願ひの提出及び確認作業を可能として頂きたい。税関に提出する場合はMSXでの添付が可能であるため、基本的にオリジナル書類の提出はしていないため、IDAの輸入申告と連動できれば、より利便性が高まると思います。	ご要望については、厚生労働省にお伝えした結果、制度上、対応は困難である旨、回答を得ております。	他省庁向けのHYSの様な業務で対応することでも良い。窓口へ行く行為を減らしたい。
91	通関	IFA	①IFDで訂正後、枝番(1になった番号)でIFを見ても訂正前にOKになったままで更新されない。 ②品目登録が紙提出 ③品目登録がNACCSで検索できない。 ④同一荷主の申請でまとめて申請できない。 ⑤入力装置の届出も紙提出。 ⑥記事欄の入力数が少ない。 ⑦連絡票の文字数が少ないため、何枚も出てきて紙の無駄。	①訂正後の更新がされるようにしてほしい。 ②NACCSで申請ができるようにしてほしい。 ③NACCSで品目登録番号や輸入者コードで内容が検索できるようにしてほしい。 ④申告番号をまとめて入力し、パスワード入力が1回で済むようにしてほしい。 ⑤NACCSで届け出ができるようにしてほしい。 ⑥文字数を増やしてほしい。⑦文字数を増やしてほしい。	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	②、⑤は他省庁向けのHYSのような業務があるように。 ③、④は実施しない	
92	通関	IFA	申請欄の削除・追加	食品申請の欄が1〜7まで入力出来るが欄の番号を変更したり、1欄だけを削除・追加出来ない。	欄数の所の欄のみ削除・追加、欄の入替えを可能にして欲しい。(以前は可能であった)	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	以前(第5次)はできていたのであれば、直す必要がある。
93	通関	IFA	食品等輸出入届出事項登録	ケースマークを入力する際、ICGからコピー貼り付けを行うが、一行ごとにコピーしなければならない。	ICGのケースマーク欄が数行繋がっている場合でも一気に入ることができるようにしてもらいたい	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	・貨物情報からの呼出し機能を追加する事で対応可能と思われる。
94	通関	IFA	食品等輸入届	IFC後に食品監視課からの連絡書が送付されてくる場合、欄ごとに印刷される(7欄ある場合は1欄ごとに7枚印刷される)	1枚の紙に7欄まとめて印刷されるようにしてもらいたい	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	パッケージソフトでの制御が可能と思われる。
95	通関	IFA IFB 等	IFA、IFB等	輸入他法令(FD)関連 ①B/L番号がキートンになっているが、IDBと違って貨物情報が自動補完されていない(船名・入港日など)でキーを入力する意味が無い。 ②FDの蔵置場所の名称漢字表記は申請控のみで、入力控(現状コードのみが出力)ではない為チェックする時ミスに気づきにくい。	1.他法令関連 ①B/L番号から「船名・入港日」等、貨物情報が利用できるところは反映して入力を極力減らして頂きたい。 更にはIDBのようにB/L番号で呼出し入力も希望。もし補完する必要が無いのなら、B/L番号自体入力しなくても。 ②FDの蔵置場所の名称漢字表記は申請控だけではなく、入力控でも表示してくれるれば片手落ちだと思つた。	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	
96	通関	IFA IFC IIF	IFA/IFC/IIF	食品検査所の審査が終了しているかどうか判別できない。	IID業務のように審査終了時はその表示日付が出るように願いたい。	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	
97	通関	IFC	事前届での搬入日の制限	搬入日が1年後の日付でも入ってしまう。	1年後の日付では入らないようにする。	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	
98	通関	IDX IMS もしくは管理資料	IDX IMS もしくは管理資料	連続して照会できず、新たにIDXを呼び出す必要がある	ICGのように次の管理番号を続けて照会できるように変更	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
99	通関	MSF01	なし	なし	MSF01で2度目以降は前に送ったデータを一度削除して、前送った資料と追加の資料を送ることが手間になっています。MSXのように、追加形式で資料を送れるように改善のご検討をお願いいたします。	ご要望については、厚生労働省にお伝えします。	

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
100	通関	MSF01	通関系関連省庁添付登録（検疫所（食品））MSF01	初回輸入の分析商標などを添付して申請する業務ですが、送信した後の一覧確認ができない状態です。	輸出申告のMSX業務ではIMS,申告添付一覧照会情報という業務コードで添付した資料を確認することができます。食品申請添付業務のMSF01にもこのIMSと同じような添付一覧が確認できる業務コードを新設願います。	MSX業務のように、添付した資料の一覧を確認できるようにするためには、MSF01業務における添付ファイルの保存方法、業務運用の考え方から見直すこととなり、全面的な業務作り直しが必要となるため、実施しません。また、影響範囲が検疫所（食品）にもおよび、検疫所（食品）の添付ファイルの確認に関する運用、業務を変更する必要もあります。	
101	通関	MOA	輸出自動車整理番号の重複防止	MOA業務にて、輸出自動車整理番号が過去のMOA業務で登録済みの番号であってもエラーが出ず登録が出来る（結果2重登録になる）。	過去にMOA業務で登録済みの輸出自動車整理番号は、MDL業務で取止めを行わないと再登録が出来なくする（NACCSSでエラーを出力する）。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
102	通関	MOA	車両特定番号の自動的反映	MOA業務にて、輸出整理番号を入力しても車両特定番号が自動的に反映しないため、書類を確認し車両特定番号を手入力している。	輸出整理番号を入力し、誤りがなければ車両特定番号が反映（自動入力）されるようにする。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	
103	通関	MOA	MOA業務入力時におけるアラートの表示	現行、輸出自動車情報登録はNACCSS端末にてMOA業務画面に入力した内容を送信しハードコピーを取り、番号チェックをしている。MOA情報登録入力チェックという目的は果たしているが、それ以上のチェック、アラートの機能はなく、行数、件数が増えるほど人目のみのチェックはおぼつかない。	MOA業務仮面送信時に車両特定番号の間違いについては業務メッセージ欄にアラートを発することはできないか。（それに準じたエラーをNACCSS画面に発することはできないか）	MOTASから情報が送信された後であればチェックすることも可能ですが、送信される前にMOA業務を実施した場合はチェックできないので完全な対応とならないため、費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	

ACL関連

104	海貨・船会社	ACL01	マーク欄、品名欄の改行を有効にする	現在、お客様がマーク欄、品名欄で改行を行っても、EDIFACTで受信した際はその改行が自社システムに反映されない状況です。その為、お客様にスペースを入力してもらうが、自社システム側で手直しが必要となっております。	上記改行がEDIFACT上でも反映される様、システムの変更をお願い致します。	NACCSSのEDI仕様書上、項目内に改行を入れることは不可となっているため、変更はできません。	
105	船会社	ACL01	ACL、品名欄が品名2以上に書き込まれるとEDI fileが2つに分割される。これを分割しない様にしてほしい	現在、EDIが分割されると弊社側で取り込み、照合作業に追加の業務負担が発生している。	EDI dataが分割されないように変更をお願い致します。	当該業務の出力情報を変更することは、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。	EDIFACTならデータ分けする必要はない。NACCSSフォーマット電文が固定長であるがためにデータ量を減らすために分割されている。ACL送信時は1つのファイルなので、受信電文も1つとして欲しい。海外からは大変不評。基本的にブックングNo.くらいしか紐付けが出来ない。受信のタイミングで、品名情報が先に来て、本情報が後になると紐付けが出来ないため、全ての情報が受信されたことを見計らってファイルをダウンロードしている。
106	船会社	ACL01	①項番14 担当者名/項番15 担当者電話番号 ②項番65 個数~項番75 容積単位コード（ネット） ③項番101 コンテナ番号~項番115 温度単位コード ④項番76 輸出統計品目・代表番号 ⑤“(アンダーバー)”の入力可能化	①②③④任意項目 ⑤使用禁止文字	①必須項目化 ②③必須項目化若しくは不備は警告 ④6桁必須化 ⑤入力可能化	①④第6次更改時の個別WGにおいて、必須項目化を見送っていることから実施致しません。 ②当該項目を必須項目とした場合、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。 ③LCL貨物も兼用している業務であることから、必須項目化することはできません。 ⑤「_」については、EDIFACT利用の問題等、影響範囲が大きく実施は困難です。	・①の必須項目化は詳細仕様で検討 ②~④は条件付きとなるため完全必須化は不可能 ⑤はEDIFACT利用者への調整中。“_(アンダーバー)”は入力可能とした。EDIFACTのバージョンはNACCSSから早期の事前指定があれば良い。最新の方が良いかもしれない。
107	海貨・船会社	ACL01	ACL01	(1) 入力者様によると、送信前にプレビューする機能がなく何っている (2) 受信側として、通常のB/L作成に必要な情報について未入力チェック項目が少ないと感じる	(1) 送信前のプレビュー機能の実装 (2) 通常のB/L作成に必要な情報について未入力チェック項目の増加（補足） 特に弊社が経験している未入力項目として下記が挙げられるため、必須項目としていただきたい。 ・船卸港 ・運賃支払コード(P/C)	(1) 仮登録の機能で対応可能です。 (2) 当該項目等を必須項目とした場合、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。	・(1) は機能があるため検討不要 ・(2) の必須項目化は詳細仕様で検討 D/RからB/L/M/Fを作成するに当たっての必要情報なので、特に「PREPAID」「COLLECT」の判別は必須として欲しい。
108	海貨	ACL01 ACL02			BOOKING NO.を2個以上入力する必要があるので1ACL複数BOOKING可能な業務新設。 ※50回繰り返し入力可能なハウスBOOKING番号ではありません。	変更規模が大きくなることから実施は困難です。	
109	海貨	ACL	B/Lアタッチメントの電子ファイル化（再提出）		貨物の記号・番号等のアタッチメントを電子ファイル化して当該業務の添付ファイル化したい。	6次NACCSS更改時にも検討いたしましたが、アタッチメントがPDFであればEDI化したと言えます、船会社側でアタッチメントを受信する仕組みも構築できないことから、実施しないこととしております。	
110	海貨	ACL		積載予定船舶のコールサインと船名を同時に入力した状態では送信エラーとなる。ECRにコールサインを入力すれば、貨物情報をEDBで呼び出すとコールサイン、船名が反映される。	コールサインと船名が入力されている場合でも、送信が可能にしてください。入力の際にコールサインが予定船舶と合致しているかを確認のために両方入力を可能として頂きたい。また、コールサインを船名が一致していない場合はエラー処理出来ないか。ECRは予定船舶のみで送信が出来て、EDBで貨物情報呼び出した際に船名とコールサインを反映させることができないか。	ご提案の内容ではコールサインと船名どちらを優先させるか、システム上判断ができないことから実施は困難です。	・IVK業務で船名とコールサインを確認する事ができる
111	海貨	ACL01	ACL01業務での重量・容積（共通部の合計クロス重量・容積と繰返部コンテナの各クロス重量・容積の不一致を致判した場合は、アラートを表示して登録送信を中断し、開いている画面で訂正を再入力して送信できるようにする	ACL01業務での重量・容積（共通部の合計クロス重量・容積と繰返部コンテナの各クロス重量・容積が不一致となった場合でも送信は正常終了する。		一律エラーとした場合には利便性を損なう場合もあるため、実施しません。なお、ワーニングは更改WGでの検討の結果、出力する仕様としています。	
112	海貨	ACL		コンテナ番号入力欄（繰返部に記事欄がないため、荷姿及び内装数を「共通部2」の記事欄にコンテナ番号を明記し記載している。また、特殊コンテナの場合はオーバーハイ・オーバーワイドを同様に記事欄に記載している。	コンテナ番号入力欄に内装数・オーバーハイ・オーバーワイドの入力欄を設ける。	入力項目の追加は自社システムへの影響等も発生するため困難です。	
113	海貨	ACL	禁則文字について	電文上にメールアドレスを記載する場合に使用する「_」（アンダースコア）、危険品のフラッシュポイント等温度表記に使用する「°」が禁則文字となっております。荷主によっては正確な記載を要求される。	技術的に難しいと思われますが「_」「°」を利用可能として頂きたい。	EDIFACT利用の問題等、影響範囲が大きく実施は困難です。	

包括保険

114	損保	HHA,HHC	自動配信メールの題名変更	仮登録完了・登録完了時に自動配信されるメール（PDFにて情報控が添付されているもの）の題名が、【包括保険仮登録通知（新規）】H123456_1AXXX となっております。題名でどの輸入者様の包括保険かの判断がつかない。	メールの題名に、輸入者様の“輸入者コード”もしくは“輸入者名”を追加していただきたい。	自動配信メールの題名に輸出者コード又は輸入者名を付加することは、セキュリティ上の問題があることから実施いたしません。	複数件を処理してからメールを見る為、包括保険番号だけでは、どの輸入者かが判別しにくい
115	損保	HHA,HHC	満期通知メールの配信	“適用終了年月日”を設定している場合、輸入申告事項登録業務（IDA）実施日が、“適用終了年月日”の2週間前を過ぎている場合には、輸入申告事項登録業務を実施後に、実施者宛てに注意喚起メッセージが出力される。実施者以外には“適用終了年月日”が近づいている事実を把握することができない。	“適用終了年月日”の一月前となった時点で、保険会社に対しては登録済アドレス宛てに自動配信メールにて通知され、該当の輸入者様に対してでもメール等で“適用終了年月日”が近づいている事が通知されるよう、機能を追加していただきたい。	ご要望については、システム負荷が大きいため実施は困難です。このため、「包括保険照会（IIN / IINOW）」業務の照会区分2（2：一覽照会）にてご対応ください。	・輸出向けにはNACCSS参加荷主のみ EXCで出力。損保向けは必須。
116	損保	管理資料	包括保険使用実績データのダウンロード配信周期の変更	包括保険使用実績データのダウンロード配信周期について、毎月1日、11日、21日となっている。	締日単位で保険会社へ報告する事を考慮して10日分ずつダウンロードする仕様となっているが、一月月分（3回分）をまとめて（あるいは期日を指定して）ダウンロードする事も可能とする仕様に変更していただきたい。	当該配信周期にて必要な利用者様もいらっしゃるから、利用者様ごとに配信周期を設定する必要があるところ、そのような仕組みが現在のNACCSSにはなく、改修規模が大きくなることから実施は困難です。	・海上メインの保税風置場が、航空用保税管理資料が日報出力になっているのを週報で取得できる様にしたい機能と同様。旬報で出力されたデータを蓄積して月報でも取得できる様にする仕組みを検討する。
117	損保	HHA0W	訂正登録通知メール	訂正登録通知メールを受信するが、メール本文や添付文書からすぐに訂正箇所が判別出来ない。	訂正箇所がわかるようにしていただきたい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。なお、現行の仕様であっても、添付書類の処理区分に「利率変更」又は「訂正」の表示がありますので、変更箇所の絞り込みは可能です。	・HHC0W後に訂正箇所が分からない。 HKA前だとメール標頭や添付文書内も新規のままとなっている。

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
118	損保	HHA0W	メールアドレス一括交換機能	組織変更及び移管の際にメールアドレスの変更が必要となるが、現行は1社ずつ仮登録呼出画面からのメールアドレスの変更が必要。	使用するメールアドレスを一括で変更できるシステムとしていただきたい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。このため、登録されるメールアドレスを個人メールアドレスではなく、グループメールアドレスを使用する等によりご対応ください。	・複数包括保険番号を入力し呼出した後、登録されている荷主名・メールアドレス等を確認した後、メールアドレスを一括で交換できるようにしたい。 ・一覧照会からチェックして対象番号を確認して変更画面に遷移するのも良い。
119	損保	HHA	保険料指数自動計算有無のチェック欄の追加、および料率、BONUS、UP率の入力チェックの条件変更	保険料指数を自動で算出せず、保険料指数を手入力する場合はUP率、料率(MARIN、WAR)、BONUS割合(MARINE、WAR)欄に入力があればエラー輸出入者からの料率(MARIN、WAR)、BONUS割合(MARINE、WAR)の記載要望があるため、現行ではコメント欄に記載している。	保険料指数の自動計算有無のチェック欄の追加 保険料指数を自動計算しない場合はUP率、料率(MARIN、WAR)、BONUS割合(MARINE、WAR)、およびUP率の欄を入力可能にさせていただきたい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	自動計算をしない場合の指数契約も多々あり、その場合でも料率や割合を記載している。
120	損保	HHA0W	エラーメッセージの表示	文字制限の桁数がわからない(主にGOODS欄)。	文字制限の桁数を画面に表示するか、または登録エラー時にメッセージ表示していただきたい。	ご要望については、WebNACCSのHHA0W業務において外部ファイルを読み込んだ際、桁数を超過しても呼び出すことができ、そのまま送信するエラーになってしまおうということと思われるが、桁数エラーとなった箇所について、文字列全体を一度CTRL+X等で切り取りを実施し、その後同じ欄に貼り付けていただければ、入力可能な文字数のみ貼り付けられますのでご確認ください。	WebNACCSの画面上に項目の最大入力可能文字数だけでも表示させて頂く事よい。
121	損保	HHA HHC	全て包括保険申請に係わる事項です。 1. パスワードの連絡方法 2. パスワードの桁数 3. 保険識別	1. 包括保険番号とパスワードが同じ画面(包括保険登録情報PDF)に記載されている。 2. 現在のパスワード桁数は4桁。 3. 保険識別「C&F」	1. 包括保険登録情報PDFにはパスワードを記載せず、パスワードのみ別窓で連絡する仕様に変更していただきたい。 2. 4桁ではなく桁数を増やしていただきたい。 3. 保険識別「CFR」にした方がよいと考えます。	1 については、現時点では費用対効果の観点から実施しません。(現行仕様は変更WGでの結論を踏まえた仕様であり、今後、利用件数が増加し、利用者様からの要望適合等を踏まえて、将来的に見直す可能性はあります。) 2 については、変更WGでの検討結果を踏まえて決定した桁数であることから、当面は変更を実施しません。 3 については、包括保険のみの検討ではなく、申告系業務も含めて変更WGにおいて検討を行い、「C&F」を継続使用したものであり、変更は行いません。	
122	損保	HHA	NACCS画面(HHAおよびその他関連画面)について、以下2点の改修をお願いいたします。 処理内容の表記変更 (1)「料率変更」→「登録内容変更」 (2)「訂正」→「換保項目訂正」	現行の表記では、処理内容の選択を誤る可能性があるため、分かりやすい表記への変更を依頼するもの。 「料率変更」：料率のみならず、登録内容全般の変更の際に選択 「訂正」：換保用の3項目を変更する際に選択	変更WGにおいて決定した事項であり、当面は変更いたしません。		

船舶代理店

123	船舶代理店	VOX	VOX(出港届)クリアランス税関許可印追加	NACCSで発行したクリアランス(出港許可書)は税関印の無いシンプルなお内容のため、外地仕向国の港によっては、当局から税関印が無いことに対して説明を求められるケースがまれにある。(インドネシアなど)そのため、一部仕向国のクリアランスに関しては、税関まで赴き税関印を押印してもらっている。	NACCSで発行されるクリアランスに税関印が入るようにしてもらいたい。(韓国のクリアランスがその様式で発行されている)	出力される帳票については、税関印を押印したのものとみなされている。それでも、税関印が必要な場合は、税関印のみを「Y」にしているとき窓口での押印とすることで、税関によって運用が決まられておりまして、プログラム変更の実施は困難です。	
124	船舶代理店	WOT	WEB NACCS「WOT業務」出港届登録の機能改善について	「WOT業務」の出港届登録にて本船の出港予定時間を入力し出港許可書を発行後、実際の本船出港時間への訂正は「WOT」業務の「訂正」取消にて実施しなければならず、出港届登録画面でも訂正を行ってしまう仕様となっているため、誤って操作を行った場合、出港許可書が二重発行されてしまう恐れがある。	現行仕様では、出港許可書発行後も「WOT」業務の出港届登録画面から入力可能な仕様となっており、同一本船で出港許可書が重複して発行されてしまう可能性があるため、出港許可書が二重に発行されない仕様としていただきたい。	入力する入港届提出番号が重複している場合はエラーとなりますが、入港届から重複して実施されてしまうと現状送信できるようになっております。同じ申請の情報がどうかを判断することが、システム上難しいことから実施は困難となります。	
125	船舶代理店	VPX	備考欄の入力内容	備考欄に身分証明の有効期限を記載。	第5回NACCSでは、身分証明の有効期限を記載するところが無い為、便宜上乗組員情報、乗客情報の備考欄に記載し、転記している。第6回NACCSより有効期限の欄が設けられたことにより備考欄が空くようになった。この備考欄に記載した内容を乗員上陸許可証の欄外余白に印刷頂きたい。	ご要望については、法務省入国管理両様にお伝えします。	
126	船舶代理店	WebNACCS	ワンクリックでトップページに移動	確認業務等で深く潜ってしまった際にトップ画面に戻る際に何度も「戻る」ボタンを押さなければならぬ。	一般的にホームページを作成する場合、一番上のロゴなどをクリックするとどこからでもトップ画面にジャンプするように作られている。WebNACCSでも同様のことが出来るようにして欲しい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
127	船舶代理店	WVS WSC	トップ画面のレイアウト変更(WVS、WSC)	WebNACCSトップ画面の「書類状態確認(WVS)」、「一時保存情報呼び出し(WSC)」の位置が画面の下方面にあるためたどり着くまでマウスクリックしなければならず面倒。	「書類状態確認(WVS)」、「一時保存情報呼び出し(WSC)」はよく使うため、トップ画面上部の「検索確認(WNC)」右横の空きスペースに移動若しくはリンクを貼って欲しい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
128	船舶代理店	WUD	トップ画面のレイアウト変更(WUD他)	WebNACCSトップ画面の CSVアップロードに「ツールダウロード」が上、「乗組員・乗客・危険物(WUD)」が下に配置されている。	一般的に使用頻度の高い方が上側に配置され、利用者もそのようなレイアウトに慣れているため使用頻度の関係から上下逆にして欲しい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
129	船舶代理店	IVS	届出指定一覧の表示	・申請した書類の名称表示がない ・申請先の表示が盲番コードのみ	・種別欄(B1、C1、D1等)だけではどの種類の申請をしたかを把握しづらいので、以前のように書類名称を表示して頂きたい。 ・申請先の表示も盲番コードのみではなく、以前のように「〇〇市(〇〇港港湾管理者)」と表示して頂きたい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
130	船舶代理店	WPT	-	WPTで船名が入力出来ないで一時的保存情報呼出し(WSC)にてコールサインは表示されるが船名が表示されない。	内航船のWPT業務同様、外航WPT業務においてもコールサインにて船舶呼出しを行い船舶名が表示される様にしたい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
131	船舶代理店	WUD	-	アップロードファイルや一時保存情報を削除できない	不要となったファイルや一時保存情報を任意で削除できるようにして欲しい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
132	船舶代理店	WNC	WebNACCSの検索確認(WNC)	検索検索結果が検索名称でどの本船の申請か不明。申請が多い時、1件1件開封しなければならぬため。	CALL SIGNや船名等で判別しやすくないか？もしくは、検索条件でCALL SIGNや船名での検索ができないか？	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
133	船舶代理店	WPT	内航 入港前統一申請(WPT)	WebNACCSになり、パッケージソフトでできていた、担当船が5~6隻ある場合にそれぞれの船でファイルを開き必要事項を入力して準備できていたものが、1船毎に1から入力し、1つ1つ申請が必要。	数隻の船の基本情報等を入力して準備しておき、時間が決まったら時間だけを入力していくことで申請に掛かる時間を短く出来るようにしていただきたい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
134	船舶代理店	VTX11 VPX	-	6回NACCSではVTX11で港の寄港順序が変更になった際、本邦寄港順序を変更するだけで便利になったが、寄港順序を変更後に税関に対してVPXの訂正を行うと「算出された本邦寄港順序が訂正前の入港前統一申請の本邦寄港順序と異なる」というエラーがでて訂正できない。	VPXで寄港順序が変更になった場合に訂正ができるようにしてほしい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
135	船舶代理店	WebNACCS	サブメニュー：エラーチェック	複数の申請先に同時に申請した際のエラーチェック結果は複数画面で展開される為、その画面を確認しながら訂正等を行っている。	複数の申請先に同時に申請をした際のエラーチェックで不備があった場合の指摘の仕方について、入力画面のどの箇所かわかるように色等で表示して頂きたい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
136	船舶代理店	WPT	-	外航船の入港前統一申請に関して、CREWLISTを1名1名打ち込みになっており、現状これが最大の課題になっている。	上記内容につきCREWLISTはPDFファイル添付でOKとする。	関係係り様にご要望はお伝えしますが、現状では関係係り様側での対応が出来ないため、対応は見送らせていただきます。	
137	船舶代理店	WebNACCS	-	税関へ本船が入港する1日前に通報しなければならぬ「掲荷情報」をNACCS上に申請出来ないため、この申請は書類提出しなくてはならない。	申請出来る業務を新設して欲しい。	WebNACCSに新たな業務を構築することは費用対効果が見込めないことから対応は見送らせていただきます。	
138	船舶代理店	WebNACCS	Web NACCSのCSVファイルのアップロード後の情報表示方法の変更	乗組員情報と旅客情報をCSVツールを利用してWeb NACCSにアップロードした後の各関連メニューの表示がファイル名になっていて、中の情報がどのようにになっているかをWeb	当該情報の表示はファイル名ではなく、乗組員情報と旅客情報そのものを表示して、Web NACCS上で変更ができるようにして欲しい。	平成30年度では実施せず。次年度以降に実施可否について継続して検討します。(経費負担が大きいものの、今後の業務の業界ニーズがあるか改めて把握すること)	
139	船舶代理店	WebNACCS	CSVファイル作成ツール	保存時にファイル名が自動で付される。	自動で付されるファイル名は例えば乗組員情報では crew-20170901000001の用に数字の羅列になっている。 複数人でファイルをアップロードした場合にファイル選択時にどれが該当ファイルかわからないため一旦保存した後にファイル名の数字部分を船名に変更してからアップロードしている。 保存の際に「名前を付けて保存」と同時にファイル名を変更出来るようにして欲しい。	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
140	船舶代理店	VPX	備考欄の入力内容	備考欄に身分証明の有効期限を記載。	第5回NACCSでは、身分証明の有効期限を記載するところが無い、便宜的に乗組員情報、乗客情報の備考欄に記載し、転記している。第6回NACCSより有効期限の欄が設けられたことにより備考欄が空くようになった。この備考欄に記載した内容を乗員上陸許可証の欄外余白に印刷頂きたい。	ご要望については、法務省入国管理局様にお伝えします。	
141	船舶代理店	WebNACCS	ログイン認証	以前より、代理店協会が強く要望していたWebNACCSの使用が第6回NACCSにて可能となった。しかし、勤務先に使用する(パソコンはデジタル証明書を取得しており、WEBNACCSへの接続が可能であるが、デジタル証明書を取得していない自宅等のパソコンではWEBNACCSを使用することが出来ない。	セキュリティ強化の観点より、デジタル証明書の認証を不可したのがことだが、WEBNACCSに接続する際には使用者ID及びPASSWORDを入力することでセキュリティは十分に確保されていると思っている。それ以上に自宅、或は出先等で使用出来るように利便性を上げて欲しい。	第6回NACCSの検討において、WebNACCS導入の前提に「現行NACCSと同等（netNACCSにおいて採用しているデジタル証明書相当のセキュリティレベル）以上のセキュリティの確保を必須とする必要がある。」と整理しております。その上で、ネットワーク提供予定ベンダーと検討を進めてきた結果、現時点でデジタル証明書の採用が最善（経済性・機能性において）と考えられ、目下のところ、これに代わる適当な方法はないとの結論に至りました。従いまして、WebNACCSでもデジタル証明書の取得は必須であり、対応は見送らせていただきます。	「デジタル証明書の見直し」案件において、利便性の良い多要素認証を検討
142	船舶代理店	WebNACCS	一時保存	申請を入力し一時保存した後にその画面のままで別の船舶の申請内容を入力し保存すると最初の申請に上書きされてしまう。このため新たな申請を入力、一時保存するためにはマニピュレーション画面に戻らなければならない。	一時保存した後に開いている画面に別の船舶の内容を入力後に最初の船舶のデータに上書きせず別のデータとして一時保存できるようにボタンを追加して欲しい。 (港湾EDIは登録方法の違いからデフォルトでは上書きではなく別データとして登録されるようになっておりフル活用していません)	費用対効果が見込めないため対応は見送らせていただきます。	
143	船舶代理店	WPT	WPT業務で危険物情報の入力にCSVファイルを利用した際、ファイル名を表示するのではなく、危険物情報そのものを表示するようにしたい。	WPT業務において危険物情報を入力する際アップロード機能を使用する機能を利用した場合、画面にファイル名しか表示せず、ファイル内の内容が正しいかどうかの検証ができません。	WPT業務において危険物情報を入力する際アップロード機能を使用する機能を利用した場合、ファイル名は無く、危険物情報そのものを表示して、書き換えを可能にしたい。	平成30年度では実施せず、次年度以降に実施可否について継続して検討します。	

海上保稅

144	海上保稅	VAN	業務コード: VAN 現行: コンテナ1本に対して、貨物管理番号が100件まで登録可。 101件以上は登録不可となる。 変更: コンテナ1本に対して、貨物管理番号を1,000件まで登録可に変更。 1000件を要望する根拠。昨年一年間の実績を調べたところ、最大1,000件近い実績が1度あり、この最大件数も対応出来る様にする為。	VANが行えないので、件数が100件を超えるとNACCSにデータが残らない。 結果マニュアル対応となるが、その為に余計な仕事が増えている。 件数が多い理由: 弊社は韓国向けにDOOR TO DOORのサービスを海上輸送を使っています。昨年までは通関をマニュアル申請で行っていた為に問題なかったのですが、税関の一方的な決定で今年1月からこれが出来なくなりました。従って全てNACCSで1件1件申告しなければならなくなりました。(これだけでも大変な手間が増えています。) 申告件数は制限がありませんが、VAN登録に制限がある事が判り問題になりました。	件数の増加だけで済んで、出来れば早急に対応して頂けると大変有り難く、業務の大きな手助けになります。	「バンニング情報登録(コンテナ単位)(VAN)」業務を単純に101件以上処理可能とすることは、現在のシステム処理能力においては処理時間の遅延等問題が発生することから、半年度での対応は難しいので、中年度更新又は第7回NACCS更改時での実施可否について継続して検討します。	
145	NVOCC・海上保稅	NVC01	NVC01共通部でのBL番号入力数の現行20件から99件への増加	20BL数の入力だが、20BL以上は最初から入力しなければならない。	現行の20BL数では不足するケースがあるので、1業務で最大99件のBLを入力できるように、繰り返し部(20)を(99)に拡張する。	システム負荷がかかるほか、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。	
146	NVOCC・海上保稅	NVC02 NVC11	NVC02およびNVC11でBL番号入力数の現行20件から99件への増加	20BL数の入力だが、20BL以上は最初から入力しなければならない。	現行の20BL数では不足するケースがあるので、業務入力欄数(20)を(99)に拡張する。	システム負荷がかかるほか、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。	
147	海上保稅	BIC BOC	業務コード(BIC又はBOC)で保税倉庫における搬出入日の入力を行う際のエラー表示について	業務コード(BIC又はBOC)で保税倉庫における搬出入日の入力を行う際、誤って搬出日を搬入日の前日以前の日付として入力してもエラー表示されない。	上記のような単純な日付入力の間違いについては、エラー表示されるようにシステムを変更してほしい。	搬出及び搬入の日付チェックのバターンは複数あり、それぞれ利便性を考慮して採用されていますが、本件は更改WGIにおいて検討した結果、エラーとしないこととしておりますので、変更は致しません。	ワーニングでの対応を検討を行う。
148	海上保稅	IWS	IWS: 貨物在庫状況照会	IWS B/L順でしか表示されない	IWS: 貨物在庫状況照会で1から順にできませんが、現在のB/L NO.順だけでは無く、搬入日順に並び替えができるように選択肢を増やしてほしいです。見落とさないように毎日、輸入・輸出の照会していますので、どうぞ検討をお願いいたします。	「貨物在庫状況照会(IWS)」業務の照会結果を並び替えるためには、入力項目の追加が発生するので、改変規模が大きくなることから実施は困難です。このため、照会結果を外部保存し、Excelに展開する等によりご対応ください。	IWIのように、厳重期間や申告状況での絞り込みもできるようにする必要があります。 (申告状況での絞込で輸入許可済みで今後消えていくものが表示されなくなり、わかりやすくなる)
149	海上保稅	IWS		貨物照別: B貨物 輸出入照別: 22輸出(積戻しを含む)で照会した場合「出港予定日」が表示されない	貨物在庫状況照会に「出港予定日」を表示させる。	出力項目の追加は影響が大きい困難です。	
150	海上保稅	MHA MHO	見本持出許可申請(MHA)実施後、見本持出確認登録(MHO)前に、仕分・改裝(SHS)を行えないようにエラーが掛かるようにしていただきたい。	見本持出許可申請(MHA)実施後、見本持出確認登録(MHO)前に、仕分・改裝(SHS)を行うと、貨物管理番号末尾にA等のアルファベットが付与されてしまい、見本持出許可申請(MHA)実施時の貨物管理番号(親B/L番号)と見本持出確認登録(MHO)実施時の貨物管理番号(子B/L番号)が異なり、見本持出確認登録(MHO)業務が行うことができなくなってしまう。	見本持出許可申請(MHA)実施後、見本持出確認登録(MHO)前に、仕分・改裝(SHS)を行うと、エラーとなって仕分・改裝(SHS)を行えないようにロックが掛かる仕様にしていただきたい。	MHO業務は任意業務であることから、エラーとした場合、他の利用者様への影響が大きくなるため実施は困難です。	エラーとした場合は後続業務への影響が大きい。 現在は、SHS後の親B/L番号のDB保存期間内であれば、親B/L番号に対してMHO業務が実施可能な為、親B/L番号の保存期間を延長する事で対応が可能と思われる。 (現在は親B/Lは仕分け後6日後(日・祝除く)に削除される)
151	海上保稅	新規	一括搬出取消確認登録(仮称)	混載業者(NVOCC)が予定されたコンテナ結場所が変更となった場合は、一括搬出登録を行っている場合のみ一括搬出取消が可能であるが、一括搬出されていない場合は輸出管理番号ごとに取消しを行っている	個別搬出登録した場合でも、仮称「一括搬出取消確認登録」業務を追加して頂きたい。	改修規模が大きく、費用対効果の観点から実施しません。	
152	海上保稅	EDC	許可・承認貨物(輸出情報)	本船、輸出者、乙仲等々の情報の記載がある。	項目としてブックニングNO.を記載してほしい。	許可書等への項目追加は、自社システムも含めて影響が大きいため実施しません。 記事欄を活用する事で対応は可能と思われるので、ご検討ください。	

海貨

153	海貨	PUR	ブックニング情報	船社ブックニング情報(コンテナ本数等)に変更があった場合、船社が処理するブックニング登録情報の変更が滞る。その結果PURの処理が完了せず、FAXによるマニュアル処理をすることになる。	新規業務「(仮称)ブックニング情報訂正依頼」業務と「(仮称)ブックニング情報訂正完了通知」業務を追加する。	改変規模が大きくなることから実施は困難です。	・CY搬出入業務のBKR業務等の利用率による。
154	海貨	EDC/EAC 新規	許可・承認貨物(輸出)情報	輸出許可済みの貨物をCFSに持ち込む際に積留的にCFS倉庫が要求する「輸出許可通知書」を持参している。	輸出許可済み貨物のCFS持ち込みの際に、保税蔵置場から要求される輸出許可書に代えて、新規業務「(仮称)許可・承認貨物(輸出)情報」業務を追加し「輸出許可通知書」に代えて「許可・承認(輸出)通知書」を出力する。その出力先に新たに「通関業」を加える。また、「輸出許可通知書」の出力時には、この「許可・承認貨物(輸出)情報」を同時に出力する(「輸出許可内容変更」があった場合にも同様に出力が必要)。	改変規模が大きくなることから実施は困難です。	・BOC業務実施時に出力されるSAT0110(搬出確認登録通知情報)が輸出許可済みである事を意味している。また、EDAでのバンニング場所でも許可・承認貨物情報を出力させている。
155	海貨	IDC/MP2 新規	許可・承認貨物(輸入)情報	許可情報の配信先は「保税蔵置場」・「船会社」・「CY」となっている。輸入許可済みの貨物をCFSより引き取る際に「輸入許可通知書」を持参している。	保税蔵置場から要求される輸入許可書に代えて、新規業務「(仮称)許可・承認貨物(輸入)情報」業務を追加し「輸入許可通知書」に代えて「許可・承認(輸入)通知書」を出力する。配信先に「通関業」を加える。	改変規模が大きくなることから実施は困難です。	・輸入許可となつた際の蔵置場向けに、許可承認貨物情報を出力させている。
156	海貨	RSS11	輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)呼出し	現状の弊社利用ではゲートウェイ経由でのナックス・ネット受信(EXC型)となり担当者毎に返信内容を確認している。	RSS11(輸入コンテナ引取)の電文受信場所をNET-NACCS使用時、NET-NACCS利用P Cへ即時電文(INQ型)として返信してほしい。	INQ型は入力者に送信する情報であるので、入力された通知先へ出力する情報をINQ型とすることはできません。	RSS01で申込んだターミナルからの回答電文については、「EXC(非同期)型対象電文の見直し」にて検討
157	海貨	ICG TTL		貨物管理番号(輸出)で照会すると「許可承認番号」の表示がない。	貨物情報照会(全体情報)に「許可承認番号」の表示をする。	既にICG/TRNで確認できるため、費用対効果の観点から困難です。	
158	海貨	IDA/EDA	通信環境	輸出許可書が申告を行った通関業者の指定した論理端末にしか配信されない。	IDA,EDAの入力項目に許可書出力先の利用者3D欄を設定し、指定した利用者宛に輸出許可書を出力させる機能をお願いしたい。	IDA業務及びEDA業務に対して、入力項目を追加することは、改変規模が大きくなることから実施は困難です。	

項目	業種	業務コード	概要	現行仕様	要望内容	現行での検討結果	備考
航空会社							
159	航空会社	CHT	貨物取扱登録C（特殊貨物）	現行の仕様では、貨物取扱登録C（特殊貨物）「CHT」のキャンセルを行うと、過去全ての取扱記録が削除されてしまう。	削除回数を指定出来る様仕様変更。	変更規模が大きくなることから実施は困難です。	
160	航空会社	IMF11	業務内容：輸入便情報照会（AWB） 業務コード：IMF11	AWB情報の照会結果が、AWB番号によるソートで表示していない。	以前の仕様と同様、AWB情報の照会結果を、以下のソート条件で表示する。 ・AWB番号…昇順によるソート ・仕向地（DST）…昇順によるソート	第5回NACCS時からの仕様変更はございません。なお、当該業務へのソート機能の追加は、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。	
161	航空会社	CFS01	貨物取扱確認登録（改装・仕分/CFS）	現行仕様では、貨物取扱確認登録（改装・仕分/CFS）にて改装仕分確認登録を行う際に、「REPORT ON RESULT OF HANDLING CARGO」を出力させるためには、「取扱変更」欄に「Y」を入力しないと「REPORT ON RESULT OF HANDLING CARGO」が確認登録実施保証蔵置場および貨物取扱入力代理店のNACCS端末から出力しない。	貨物取扱確認登録（改装・仕分/CFS）を登録すると自動で確認登録実施保証蔵置場および貨物取扱入力代理店のNACCS端末から「REPORT ON RESULT OF HANDLING CARGO」が出力するように仕様変更。	当該情報は、「Y」を入れることにより関係者に情報を送るものであるため、変更すると他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。	
162	航空会社	CLE	業務内容：搭載完了終了報告 業務コード：CLE	同一AWB番号に対するCLE登録可能回数が1回のみであり、一度CLE画面で搭載完了終了報告した貨物が再度日本に到着した場合、再度CLE処理をすることができない。 例 HKG-OKA-TPE-NRT-FRA OKAでCLE処理を実施後、NRTでは処理をすることができない。 現行はプリフィックス変更で対応しているが、輸入情報登録（ACH,PKG）業務は二度目以降も再行をため到着時に気づくことが難しく、プリフィックス変更をせず輸入情報登録をしてしまい出発処理の時のエラーで気づく場合もある。その場合はプリフィックス変更前データを削除している。	同一AWB番号に対するCLE登録可能回数制限を撤廃する。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	ケースとしては少なくないと思う。ATBやダイバード、輸送ルート等
163	航空会社	GIA01	検査前通報が「上陸旅客数」「乗継旅客数」の順の並びになっているので、出発届を「出発空港搭乗旅客数」「出発空港通過旅客数」の並びに変更して頂きたい	出発届が「出発空港通過旅客数」「出発空港搭乗旅客数」の順で並んでいる。	簡単に申し上げると、「乗継旅客数」の欄がフォーマットの位置が検査前通報と出発届で逆になっているため、入力が逆に入る間違いが多発している。	ご要望については、厚生労働省にお伝えした結果、実現の可否を含め検討する旨回答を得ております。	

機用品

164	機用品	SHS等	業種：機用品業に係る保税蔵置場（機用品蔵置場）において、蔵入承認（IS）後の貨物管理をNACCSで行うことができない。 なお、当該保税蔵置場は、第6回NACCSにおいて海空共用化している。	機用品蔵置場に搬入した海上貨物を、併せ運送なしで蔵入れ承認申請（IS）を行うと税関により承認されている。（「貨物在庫状況照会（IWS）」にて貨物識別「E」（蔵入承認済貨物）として照会し、B/L及びIS承認日を確認している。） しかし、当該蔵入れ承認済貨物のうち、一部を他の保税蔵置場へ再ISするため、「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」をしたところエラー「E0217 入力された貨物管理番号は蔵入承認されているが、蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場に蔵置されていない。」が表示された。引取を急ぐことから、SHS等はマニュアルで行い再ISを行った。	第6回NACCS更改時に、保税蔵置場の海空共用化に合わせてIS後の貨物管理を行うと選択していたと記憶しているが、現在どのようになっているのか確認してほしい。また、海空共用化された機用品蔵置場にてIS後の貨物管理を行うためには、どのような申込みを行えばよいのか。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	第6回から導入された海上貨物IS後の貨物管理はNACCS上の業種が保税蔵置場が対象となっており、機用品業は対象外となっている。対象蔵置場の拡大を検討。
165	機用品	T50 INVENTORY CONTROL LIST180400	機用品管理資料(T50)について、在庫数値"0"（ゼロ）となった品名コードが削除されない	管理資料T50「INVENTORY CONTROL LIST」について、在庫数"0"となった品名コードがゼロ実績としてずっと管理資料に収集されてしまう。	ゼロ実績を削除する方法はないか。 また、T50にゼロ実績が収集されないようにするための業務等あれば教えてほしい。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	

輸出入者

166	輸出入者	IFA	厚生労働省管轄食品衛生法における食品等輸入届出及び食品等輸入届出済証の送受信業務の輸出入許可通知と同様のEDI送受信（ゲートウェイ接続）ebMS処理方式による対応	厚生労働省管轄食品衛生法の食品等輸入届出及び食品等輸入届出済証の送受信業務は、netNACCSにおいて、送信者（主に通関業者）のみ送受信可となっております。輸入者は送信者（主に通関業者）から、FAX等で取得している。	厚生労働省管轄食品衛生法の食品等輸入届出及び食品等輸入届出済証の送受信業務は、netNACCSにおいて、送信者（主に通関業者）のみ送受信可となっております。輸入者は送信者（主に通関業者）から、FAX等で取得している。これを 1. 輸入者が厚生労働省にebMS処理方式にて届出及び届出済証が取得出来るようにして買いたい。 2. 通関業者がnetNACCSにより届出した場合には、届出済証をEDI受信（ゲートウェイ接続）ebMS処理方式により輸入者にも送信して買いたい。	ご要望については、厚生労働省にお伝えした結果、制度上、対応は困難である旨、回答を得ております。	
167	輸出入者	IPA	農林水産省管轄輸入動物・植物検疫関連業務における検査申請及び証明書の送受信業務の輸出入許可通知と同様のEDI送受信（ゲートウェイ接続）ebMS処理方式による対応	農林水産省管轄輸入動物・植物検疫関連業務における検査申請及び証明書の送受信業務は、netNACCSにおいて、送信者（主に通関業者）のみ送受信可となっております。輸入者は送信者（主に通関業者）から、FAX等で取得している。	農林水産省管轄輸入動物・植物検疫関連業務の検査申請及び証明書の送受信業務は、netNACCSにおいて、送信者（主に通関業者）のみ送受信可となっております。輸入者は送信者（主に通関業者）から、FAX等で取得している。これを 1. 輸入者がebMS処理方式にて検査申請及び証明書が取得出来るようにして買いたい。 2. 通関業者がnetNACCSにより検査申請した場合には、証明書をEDI受信（ゲートウェイ接続）ebMS処理方式により輸入者にも送信して買いたい。	ご要望については、農林水産省にお伝えした結果、制度上、対応は困難である旨、回答を得ております。	
168	輸出入者	NACCSから許可データの送信先の複数対応		グループ会社の統制及びガバナンス強化の為、輸出入許可データの一元管理を行いたいと考えております。しかし、許可データの送信についてNACCSセンターへ質問した際の回答は、荷主（許可/申告者以外の第3者）へのデータ提供は、1つの宛先に限られるとなっております。	荷主への許可データ提供は、複数宛先対応をご検討をお願いいたします。	輸出入許可書の輸出入者への出力は、あくまでも輸出入者のみに出力されるものとします。関係会社間での許可書の共有につきましては、それぞれの会社間でご調整ください。	
169	輸出入者	EIR IIR	航空輸出入における輸出入者業務「S/I情報登録（EIR）」「輸入指示書登録（IIR）」の後続業者とのデータ連携	航空輸出入において、現在、輸出入者が行う業務は「S/I情報登録（EIR）」と「輸入指示書登録（IIR）」の2つであるが、これはNACCSにデータを登録するだけの業務であり、後続業者は、このデータを使う連携業務が不可能となっている。	航空輸出入において、現在、輸出入者が行う業務は「S/I情報登録（EIR）」と「輸入指示書登録（IIR）」の2つであるが、これはNACCSにデータを登録するだけの業務であり、後続業者とのデータ連携業務となっていない。特定輸出入品によっては、後続業務を行う業者とのデータ連携は必須であり、輸出入者が入力した「EIR」「IIR」データを後続で利用出来るように連携業務として買いたい。	「S/I情報登録（EIR）」業務で入力する情報については、特にDBへの保存を実施していないので、変更規模が大きくなることから実施は困難です。	
170	輸出入者	MOA	輸出入者に対する「輸出入許可自動車情報」データの提供	データ取得不可	現在、輸出入者に提供していない「輸出入許可自動車情報」データ提供を要望致します。	費用対効果が見込めないことから実施は困難です。	

CY

171	CY	CYO	PKI後に1コンテナをCHJで情報仕分けし、その後複数申告し、一部が検査になった場合の搬出について	PKI後に1コンテナをCHJで情報仕分けし、その後複数申告し、一部が検査になった場合、CYO（K）がエラー（注）となり、CYO（K）の業務実施ができない。（注）エラーコード：E0054-OKD-0000(1コンテナに複数BLが存在する場合は、同一の輸入申告中であること)	CHJでBL仕分けを行った後にCYO（K、またはスペース）業務を送信可能としていただきたい。	ご要望については、税関にお伝えします。	
172	CY・船会社・海貨	VGM	VGM 情報入力欄の追加	日本においてVGM情報がEIRをベースに船会社がターミナル経由でCODECOを通してEDIとして入手。またはCODECOが整備されないターミナルからはEIRコピーやサマリシートを入手し、マニュアル入力している。また、CY CUT日の搬入が多くCY CUT前CVGM情報が入手困難。	VGM情報がNACCSを通しSIが船会社に提供されるタイミングで入手すること、情報提供者がお客様であること、VGM要求事項が確実に伝達されることを目指したい。	関係者間における統一的な意見集約の段階に至って、具体的な変更内容の検討が出来る状況にないため、次年度以降、関係者の要望等を踏まえて実施可否も含めて継続して検討します。	・「VGM対応」として別途検討予定 サイバーポートで対応する事になって業務の重複は避ける